

平成 30 年度文部科学省委託「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」
学びのセーフティネット機能の充実強化（調査研究）
『高等専修学校の機能高度化に関する調査研究』
**平成 30 年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」
報告書**

目 次

ま え が き	2
---------	---

第 1 章 集計結果報告

平成 30 年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」集計結果まとめ	4
Ⅰ. 就学支援金支給状況・授業料減免・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒	4
Ⅱ. 自己評価	11
Ⅲ. 教育活動情報の公開	14
Ⅳ. 学校関係者評価	16
Ⅴ. 学校安全等	18
Ⅵ. 学びのセーフティネット機能の充実強化について	19
Ⅶ. インターンシップなど地域と連携した教育について	20
Ⅷ. インクルーシブ教育について	22
Ⅸ. カウンセラーの配置と育成について	23
Ⅹ. 教員の働き方改革について	24

第 2 章 総括

平成 30 年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」まとめ	25
-----------------------------------	----

参考データ

【アンケート調査票】	30
【参考資料 1】自己評価を実施・公表している学校	37
【参考資料 2】高等専修学校生徒数の都道府県別推移	38
【参考資料 3】3 年制高等専修学校生徒数の分野別推移	39
【参考資料 4】平成 30 年度 高等専修学校への都道府県の助成状況	40
【参考資料 5】高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について	41

関係事業委員会委員名簿

○実施委員会委員	42
○調査研究分科会委員	43

ま え が き

全国高等専修学校協会
会長 清水 信一

高等専修学校が誕生して44年、正に1条校である高等学校との格差是正の44年であったと言っても過言ではありません。

◎高等専修学校の振興の歴史

昭和 50 年	7 月 11 日	学校教育法の一部改正により専修学校制度発足
昭和 60 年	9 月 19 日	修業年限3年以上で文部大臣の指定する高等専修学校卒業者に「大学入学資格」を付与する告示
昭和 61 年	5 月 21 日	高等専修学校指定校協議会発足（村田照子会長）
平成 3 年	11 月 23 日	第1回全国高等専修学校体育大会開催
平成 4 年	3 月 24 日	高等専修学校指定校協議会、全国高等専修学校協会に名称変更（柏木照明会長）
平成 5 年	4 月 1 日	学校教育法施行規則を改正し、高等専修学校での学習が高等学校の単位として認定
平成 5 年	11 月 19 日	全国高体連理事会で平成6年度より高等専修学校等に対してもインターハイへの参加を認める。
平成 6 年度		JR 各社、大学入学資格付与の高等専修学校等の通学定期割引率を高校と同率に
平成 15 年度		全国高等専修学校協会の事業目標に、1条校化を掲げ、「専修高校」の名称使用を求める。
平成 16 年	3 月 30 日	厚生労働省職業安定局は都道府県の労働局職業安定部長あてに「専修学校に設置される高等課程（高等専修学校）の卒業予定者に対する就職支援について」を通知。ハローワークは高等専修学校卒業予定者に対して、高校卒業予定者と同じ求人情報を提供することとなった。
平成 16 年	6 月 17 日	全国高等専修学校協会、定例総会にて大竹通夫会長選出
平成 17 年度		文部科学省「専修学校教育重点支援プラン」に高等専修学校採択枠
平成 22 年	4 月 1 日	「公立高等学校授業料無償化・高等学校等就学支援金支給開始」高等専修学校も私立高等学校と同等の就学支援金支給対象となった。大阪府は、同時に私立高等専修学校も、世帯年収590万円未満の家庭を対象に実質的に無償化となる
平成 24 年	6 月 21 日	全国高等専修学校協会、定例総会にて清水信一会長選出
平成 25 年度		文部科学省「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業」に高等専修学校採択枠
平成 25 年度		授業料減免について、道府県が援助する際の経費に対し、地方交付税措置が講じられることとなった。
平成 28 年	5 月 20 日	「教育再生実行会議の第九次提言」において「高等学校、高等専修学校」と、高等学校等と省略されず同等に並列表記される。

平成 28 年 5 月 25 日	「発達障害者支援法」が改正されて、「高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者も含む。」と、同等に明記される。
平成 29 年 3 月 31 日	議員立法により「独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律」が参議院で可決成立。高等専修学校の管理下における生徒の災害につき、当該生徒の保護者に対して、災害共済給付を行うこととなった。
平成 29 年度	文部科学省「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」に高等専修学校採択枠
平成 29 年度	大阪府（590 万円未満）に続き、東京都でも、私立高等専修学校も対象に都内外の私立高校に通う都内在住の生徒の授業料について、世帯年収 760 万円未満の家庭を対象に実質的に無償化となる。
平成 30 年度	神奈川県は、590 万円未満の私立高校等の世帯に、授業料の実質無償化を開始した。さらに、初年度は入学金として、750 万円未満の私立高校等の世帯に 10 万円の一律支給も開始した。

このように、大学入学資格付与、高体連への参加、JR の定期の割引率、ハローワークの取り扱い、高等学校等就学支援金、授業料減免、発達障害者支援法、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等、法改正等を伴って大きな格差が是正されました。残る格差は、最も重要な経常費補助です。

この状況下で、今年度より文部科学省の「高等専修学校の機能高度化に関する調査研究」事業により、学びのセーフティネット機能強化に向けて、高等専修学校と地域・外部機関等との連携を通じた実行的な教育体制「チーム高等専修学校」を構築し、地域差、更に全国共通の課題を明確にし、課題を克服し、高等専修学校の機能高度化を目指し、各都道府県の助成金の確保・充実に繋げていくことが最重要と考えます。

そのためにも加入が認められた、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に全ての高等専修学校が加入して、高等学校と同じように安心・安全な学習環境を確保して頂きたいと思います。そして、更にその上に各校で学びのセーフティネット機能強化を図り、高等専修学校としての 4 つの魅力と存在感をアピールしていくことが必要であると考えます。

〔4 つの魅力〕

- 仕事に活かせる資格を取得できる高等専修学校
- 不登校経験者の自立を支える高等専修学校
- 多様な個性のある生徒の自立を支える高等専修学校
- 夢の実現をサポートする高等専修学校

この報告書を通して、多くの会員校において、公的教育機関としての情報公開等が推進され、更には各都道府県の専各協会として、各地方行政に対して、高等専修学校への財政支援を求めて欲しいと願っています。

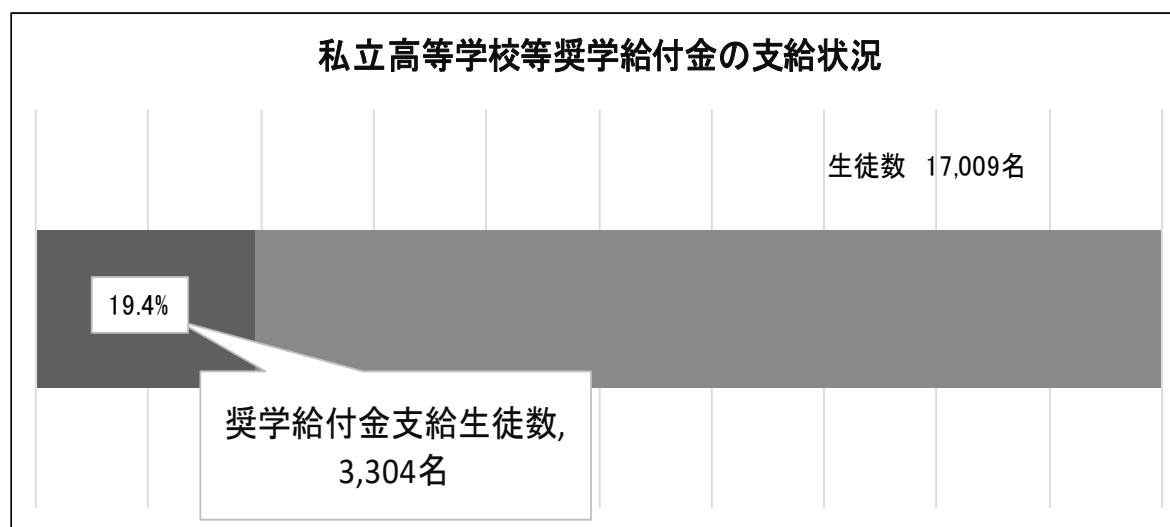
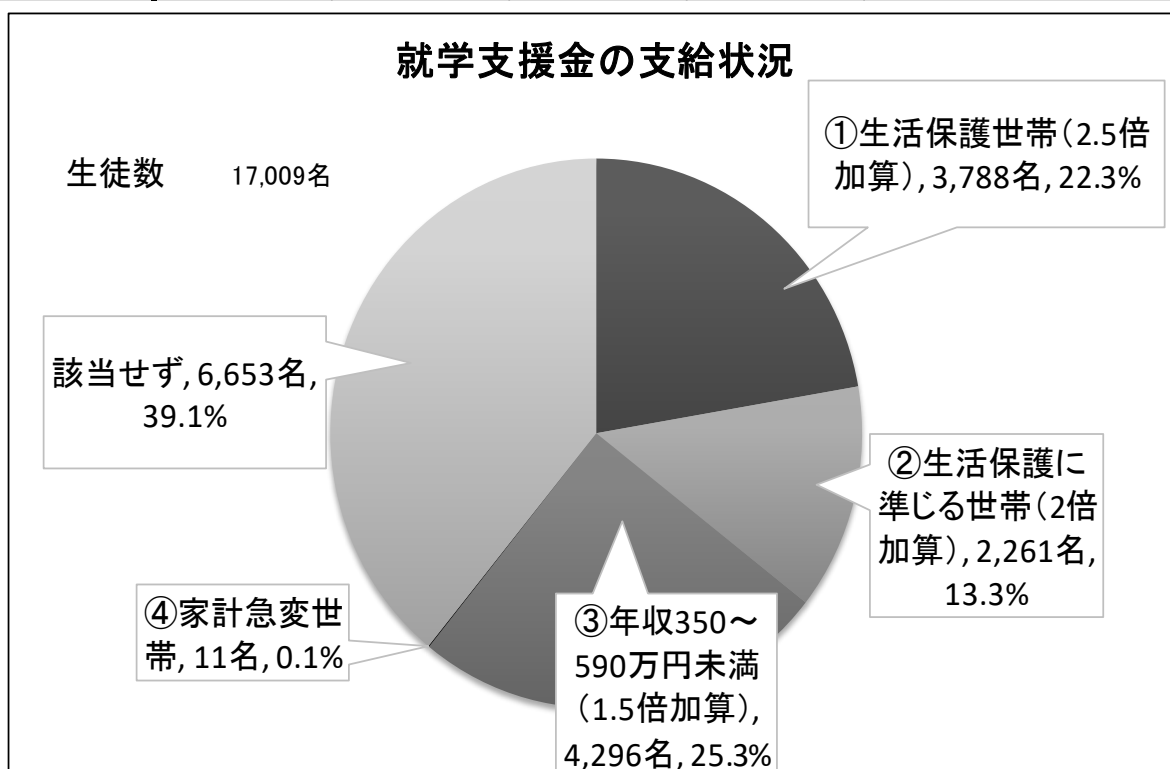
必ずや、高等専修学校が、未来永劫、その存在感を示し、必要としている生徒のためにも輝き続けられると確信しています。

平成30年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」集計結果まとめ

- ・調査期間：平成30年10月26日～11月20日
- ・調査対象：全国高等専修学校協会会員校184校に調査票を郵送。106校から回答（回収率57.6%）

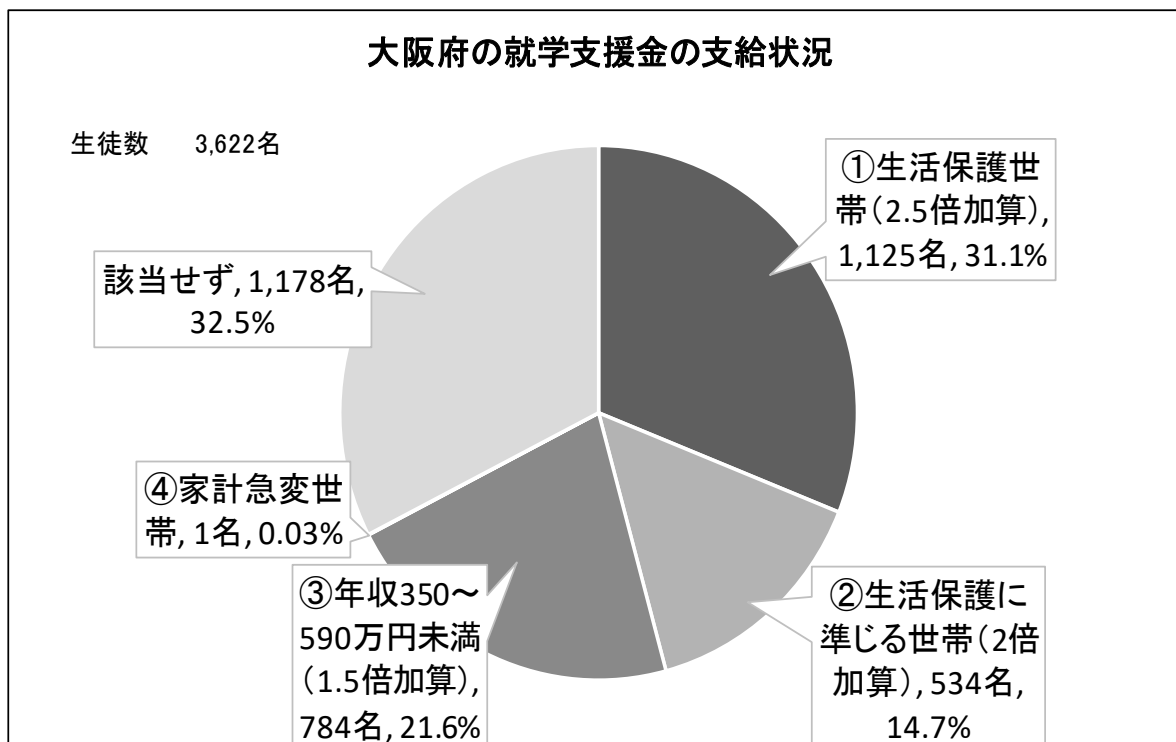
I. 就学支援金支給状況・授業料減免・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒
問1. 貴校の就学支援金の支給状況について、該当する生徒数を記入してください。

生徒数	①生活保護世帯（2.5倍加算）	②生活保護に準じる世帯（2倍加算）	③年収350～590万円未満（1.5倍加算）	④家計急変世帯	該当せず	⑤私立高等学校等奨学給付金
17,009名	3,788名	2,261名	4,296名	11名	6,653名	3,304名
	22.3%	13.3%	25.3%	0.1%	39.1%	19.4%



〈参考:大阪府 15校 生徒数 3,622名〉

生徒数	①生活保護世帯（2.5倍加算）	②生活保護に準じる世帯（2倍加算）	③年収350～590万円未満（1.5倍加算）	④家計急変世帯	該当せず	⑤私立高等学校等奨学給付金
3,622名	1,125名	534名	784名	1名	1,178名	1,062名
	31.1%	14.7%	21.6%	0.03%	32.5%	29.3%

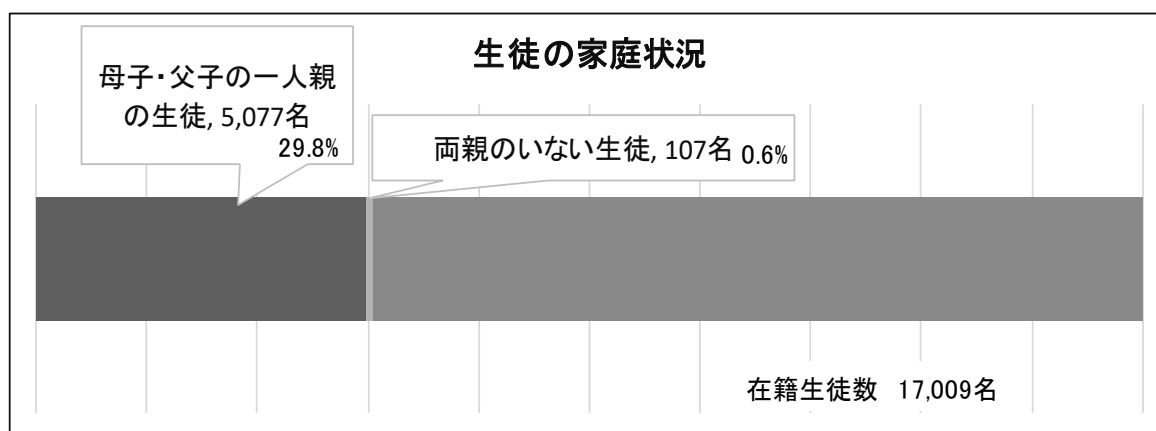


問2. 貴校の都道府県における授業料減免について、お答えください。最大（生活保護世帯など）いくら減免（軽減）されていますか。

最大の減免額（年額）	授業料減免（軽減）はない
兵庫県＝50,000円、広島県＝600,000円、大阪府＝481,200円、神奈川県＝353,800円（入学金補助あり）、東京都＝330,200円、静岡県＝63,000円、岡山県＝60,000円、千葉県＝授業料から就学支援金を除いた額、愛知県＝375,600円、福島県＝360,000円、長野県＝39,000円、奈良県＝123,000円、北海道＝84,000円、岐阜県＝51,300円、山口県＝59,400円、山形県＝99,000円、福井県＝27,996円、茨城県＝161,400円、徳島県＝122,400円	栃木県、群馬県、福岡県、鹿児島県、岩手県、鳥取県、宮崎県

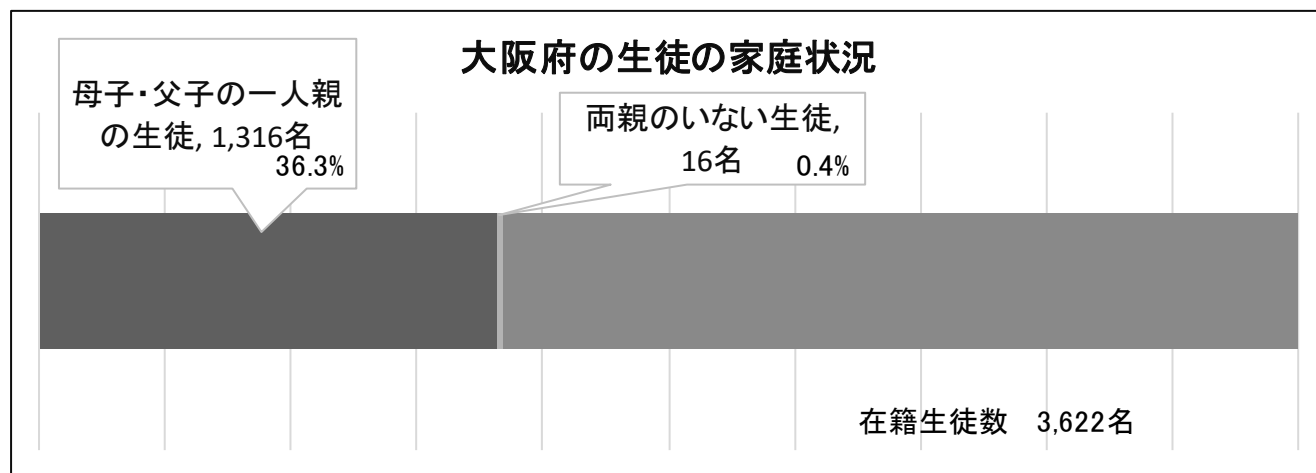
問3. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

在籍生徒数	母子・父子の 一人親の生徒 数	両親のいない 生徒数
17,009名	5,077名	107名
	29.8%	0.6%



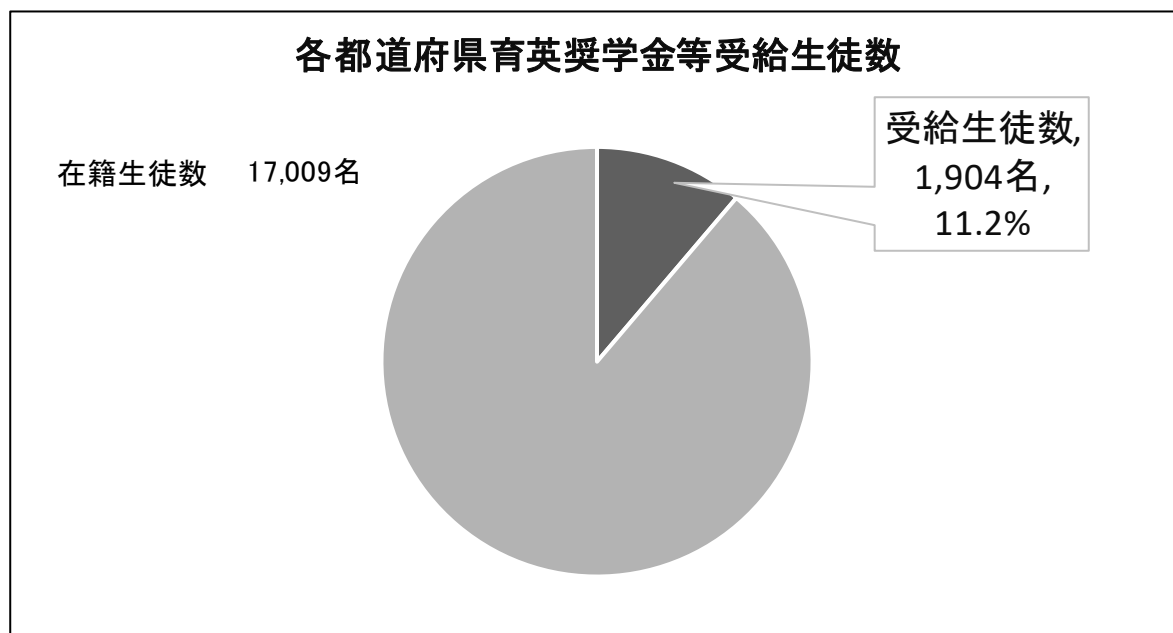
〈参考:大阪府 15校 生徒数 3,622名〉

在籍生徒数	母子・父子の 一人親の生徒 数	両親のいない 生徒数
3,622名	1,316名	16名
	36.3%	0.4%



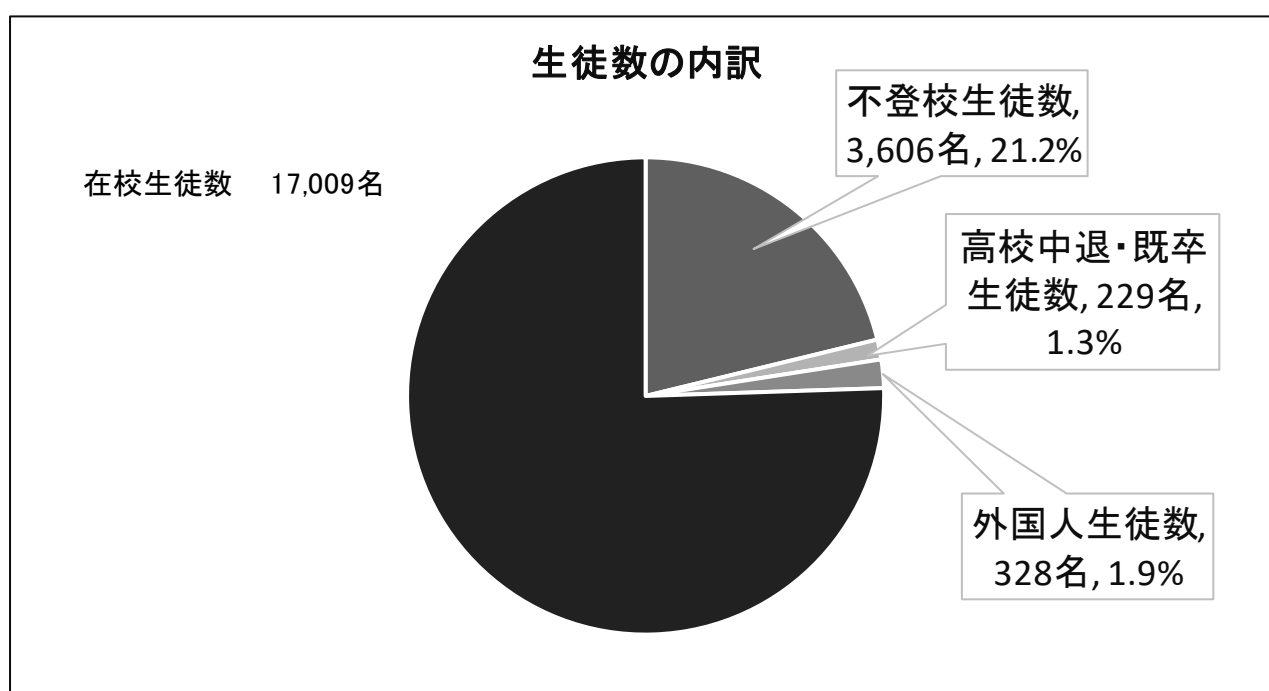
問4. 貴校の各都道府県育英奨学金等を受給している生徒数をご記入ください。

在籍生徒数	受給生徒数	他
17,009名	1,904名	15,105名
	11.2%	88.8%



問5. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数および高校中退・既卒の生徒数ならびに在日外国人生徒数も含め、お答えください。

在籍生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数	外国人生徒数	他
17,009名	3,606名	229名	328名	12,846名
	21.2%	1.3%	1.9%	75.5%

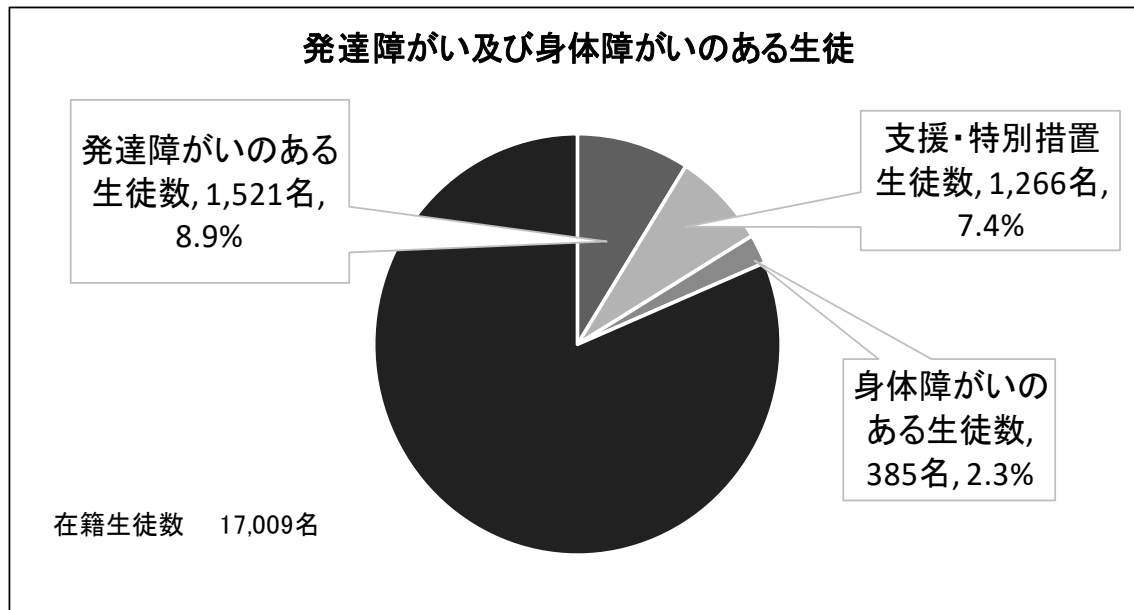


〈参考:過去の調査結果〉

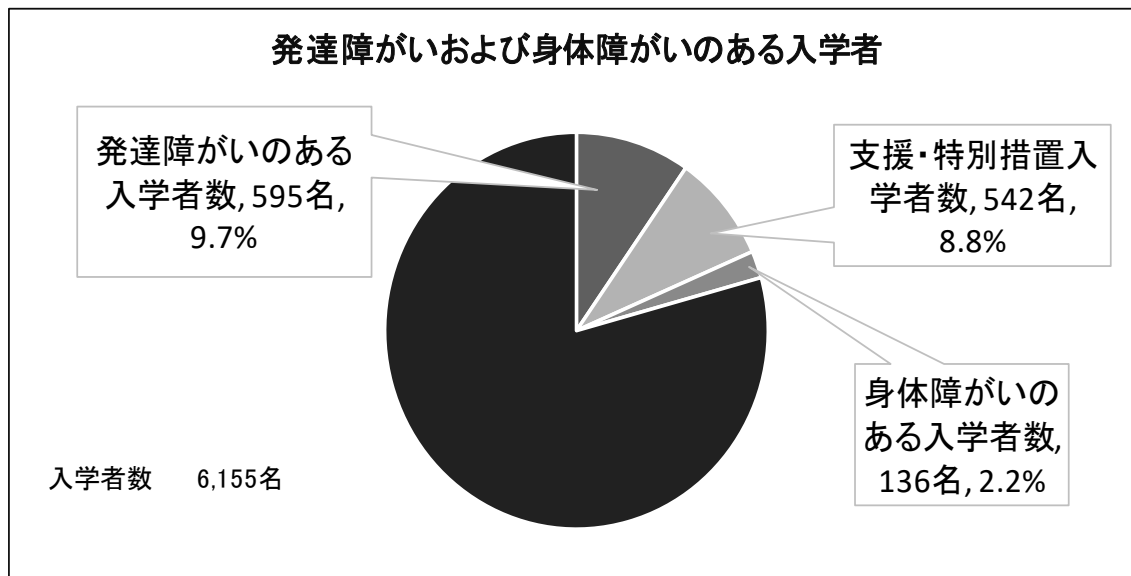
調査年度	在籍生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数	外国人生徒数
平成28年度	17,338名	3,884名	297名	204名
		22.4%	1.7%	1.2%
平成29年度	17,052名	3,689名	324名	329名
		21.6%	1.9%	1.9%

問6. 発達障がい及び身体障がいのある生徒数について、お答えください。

在籍生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	身体障がいのある生徒数	他
17,009名	1,521名	1,266名	385名	13,837名
	8.9%	7.4%	2.3%	81.4%



平成30年度入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数	身体障がいのある入学者数	他
6,155名	595名	542名	136名	4,882名
	9.7%	8.8%	2.2%	79.3%



- 全国で 75 校の高等専修学校で発達障がいのある生徒が在籍。回答校の 70.8%に該当。
- 受け入れている学校では 1 校あたり平均で 20.3 人を受け入れている。都道府県別では愛知県 15 校、大阪府 11 校、静岡県 7 校、東京都 5 校、福島県・兵庫県が各 4 校、北海道・神奈川県が各 3 校、山形県・栃木県・岐阜県・広島県・福岡県が各 2 校、長野県・群馬県・茨城県・埼玉県・千葉県・福井県・奈良県・鳥取県・岡山県・山口県・徳島県・宮崎県・鹿児島県が各 1 校受け入れている。
- 全国で 37 校の高等専修学校で身体障がいのある生徒が在籍。回答校の 34.9%に該当。
- 受け入れている学校では 1 校あたり平均で 10.4 人を受け入れている。都道府県別では大阪府 9 校、愛知県 8 校、静岡県 4 校、北海道 3 校、神奈川県・兵庫県が各 2 校、山形県・福島県・栃木県・群馬県・東京都・千葉県・広島県・徳島県・宮崎県が各 1 校受け入れている。

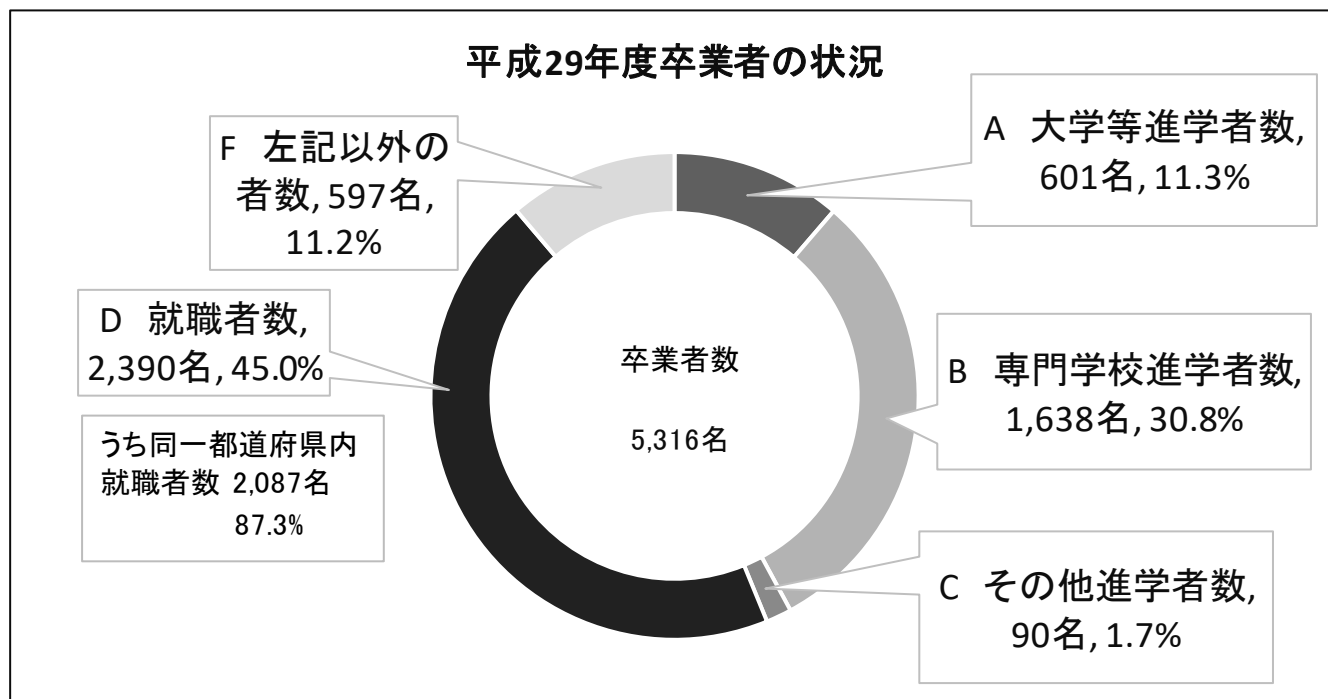
〈参考:過去の調査結果〉

調査年度	在籍生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	身体障がいのある生徒数
平成28年度	17,338名	1,315名	923名	293名
		7.6%	5.3%	1.7%
平成29年度	17,147名	1,563名	1,056名	445名
		9.1%	6.2%	2.6%

調査年度	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数	身体障がいのある入学者数
平成28年度	6,105名	463名	379名	113名
		7.6%	5.3%	1.7%
平成29年度	6,224名	503名	397名	161名
		8.1%	6.4%	2.6%

問 7. 貴校の平成29年度における卒業者の状況についてお答えください。なお、高等学校等と比較するため、文部科学省の学校基本調査と同じ項目・分類としております。

平成29年度卒業 者数計	A 大学等進学 者数	B 専門学校進 学者数	C その他進学 者数	D 就職者数	E うち同一都 道府県内就職 者数	F 左記以外の 者数
5,316名	601名	1,638名	90名	2,390名	2,087名	597名
	11.3%	30.8%	1.7%	45.0%	87.3%	11.2%

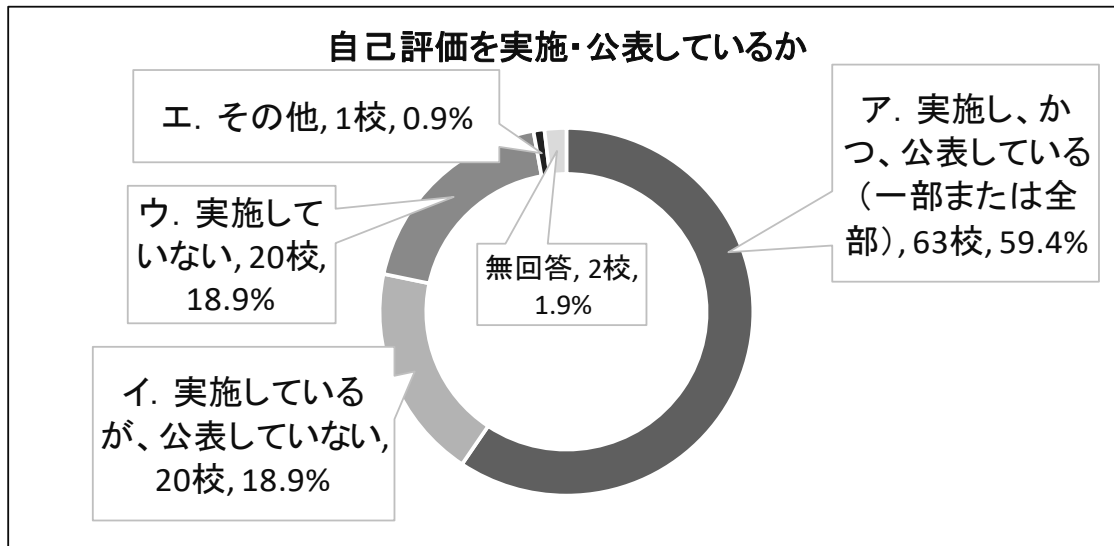


Ⅱ. 自己評価

問 8. 自己評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

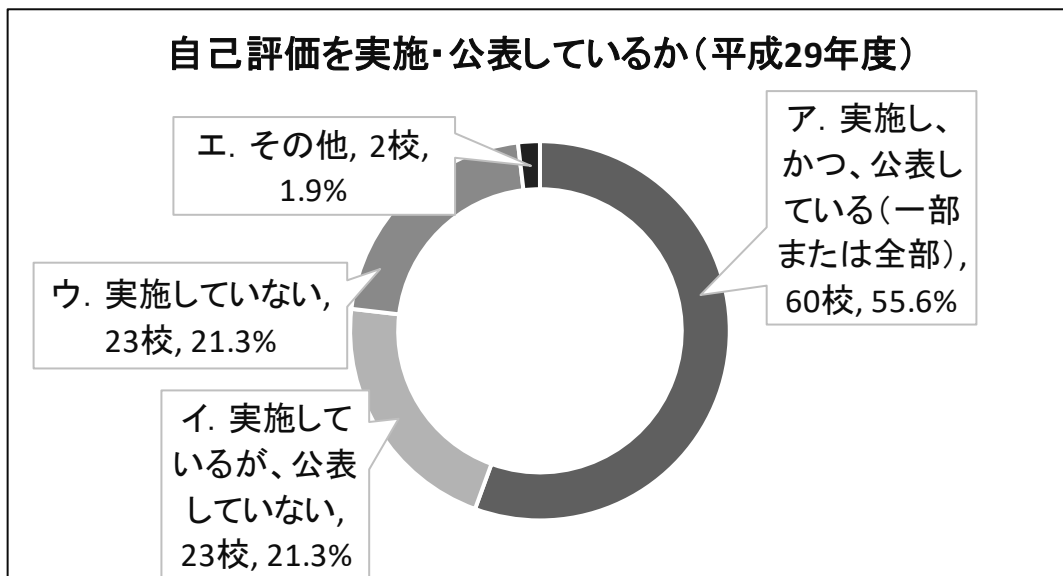
ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部）	63校	59.4%
イ. 実施しているが、公表していない	20校	18.9%
ウ. 実施していない	20校	18.9%
エ. その他	1校	0.9%
無回答	2校	1.9%

※その他＝まだその時期ではない



〈参考：平成29年度調査結果〉

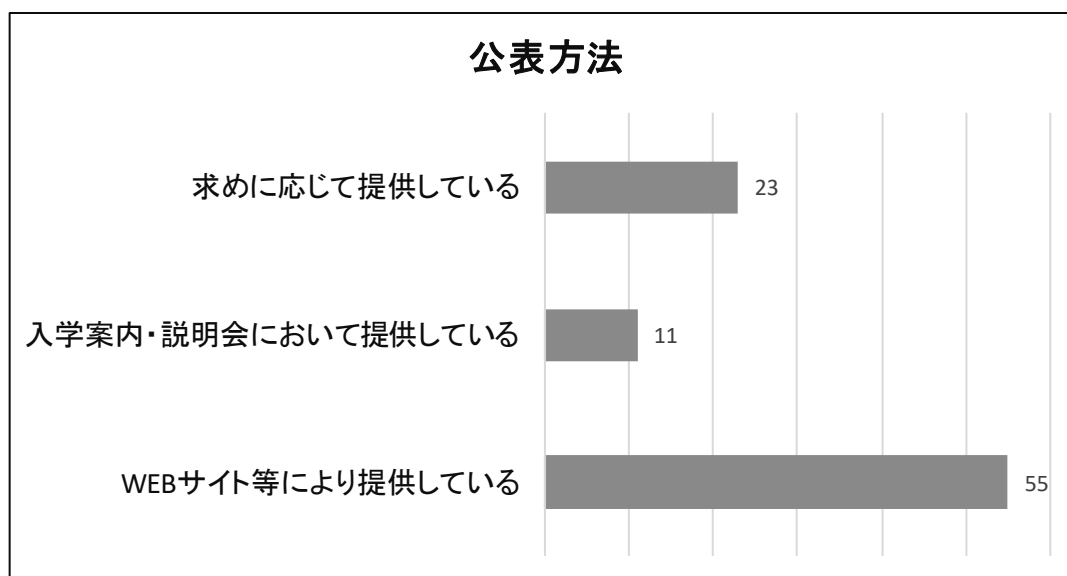
ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部）	60校	55.6%
イ. 実施しているが、公表していない	23校	21.3%
ウ. 実施していない	23校	21.3%
エ. その他	2校	1.9%



※問 9 に関しては、問 8 でアを選択した場合のみ回答してください。

問 9. 公表されている方法を教えてください（複数選択可）

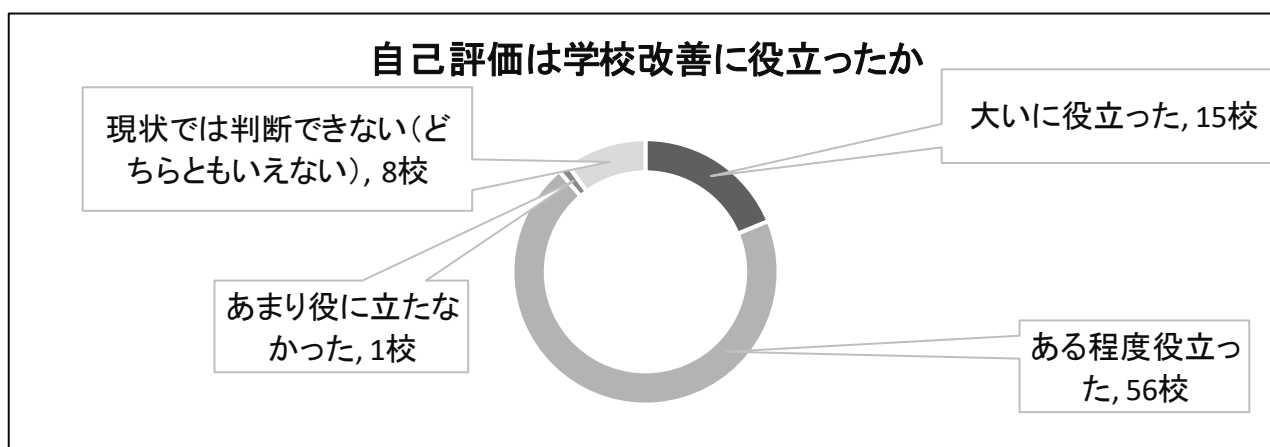
WEBサイト等により提供している	55	87.3%
入学案内・説明会において提供している	11	17.5%
求めに応じて提供している	23	36.5%



※問 10、11 に関しては問 8 でア、イを選択した場合のみ回答してください。

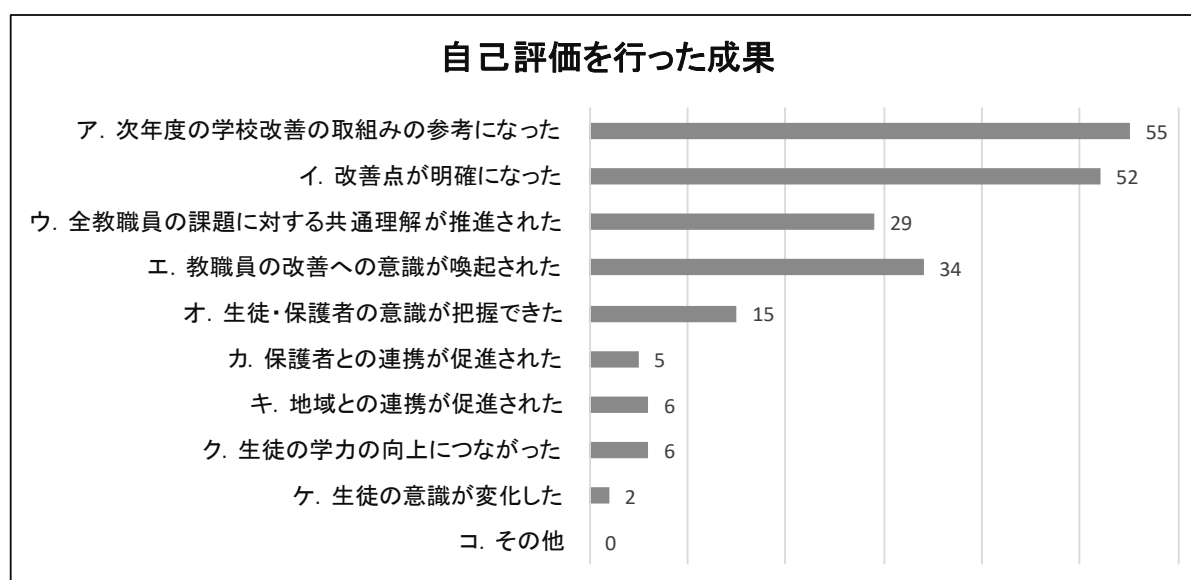
問 10. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか（一つだけ選択）

大いに役立った	15校	18.1%
ある程度役立った	56校	67.5%
あまり役に立たなかった	1校	1.2%
まったく役に立たなかった	0校	0.0%
現状では判断できない(どちらともいえない)	8校	9.6%



問 11. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください（複数選択可）

ア. 次年度の学校改善の取組みの参考になった	55	66.3%
イ. 改善点が明確になった	52	62.7%
ウ. 全教職員の課題に対する共通理解が推進された	29	34.9%
エ. 教職員の改善への意識が喚起された	34	41.0%
オ. 生徒・保護者の意識が把握できた	15	18.1%
カ. 保護者との連携が促進された	5	6.0%
キ. 地域との連携が促進された	6	7.2%
ク. 生徒の学力の向上につながった	6	7.2%
ケ. 生徒の意識が変化した	2	2.4%
コ. その他	0	0%

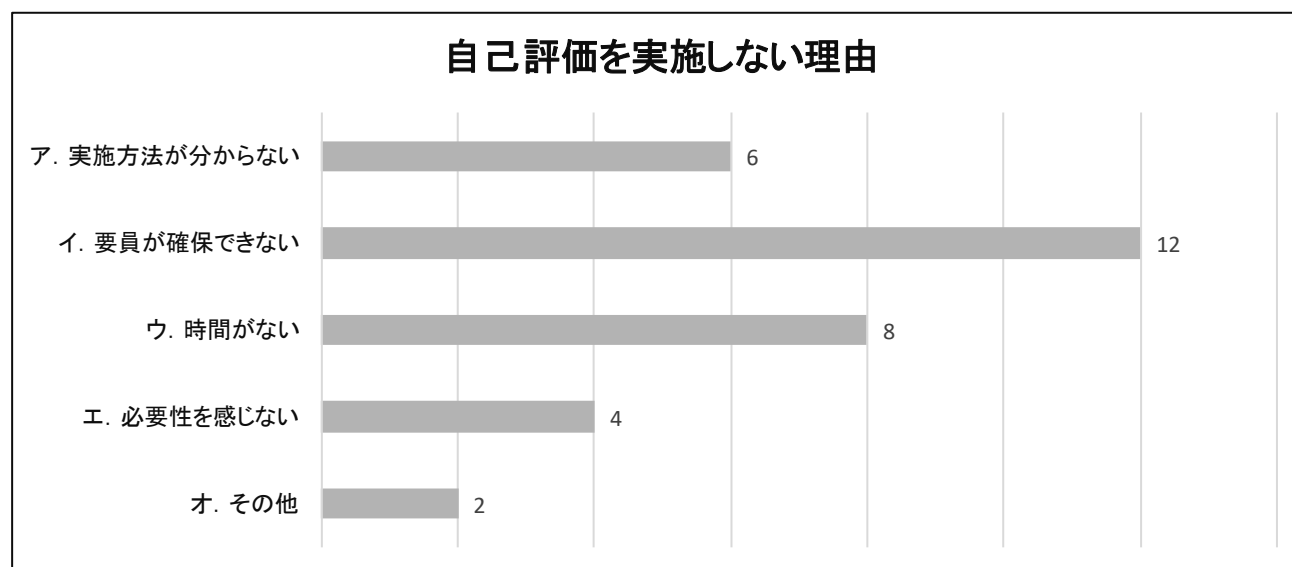


※問 12 に関しては問 8 でウを選択した場合のみ回答してください。

問 12. 自己評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

ア. 実施方法が分からない	6	30.0%
イ. 要員が確保できない	12	60.0%
ウ. 時間がない	8	40.0%
エ. 必要性を感じない	4	20.0%
オ. その他	2	10.0%

※その他＝準備段階



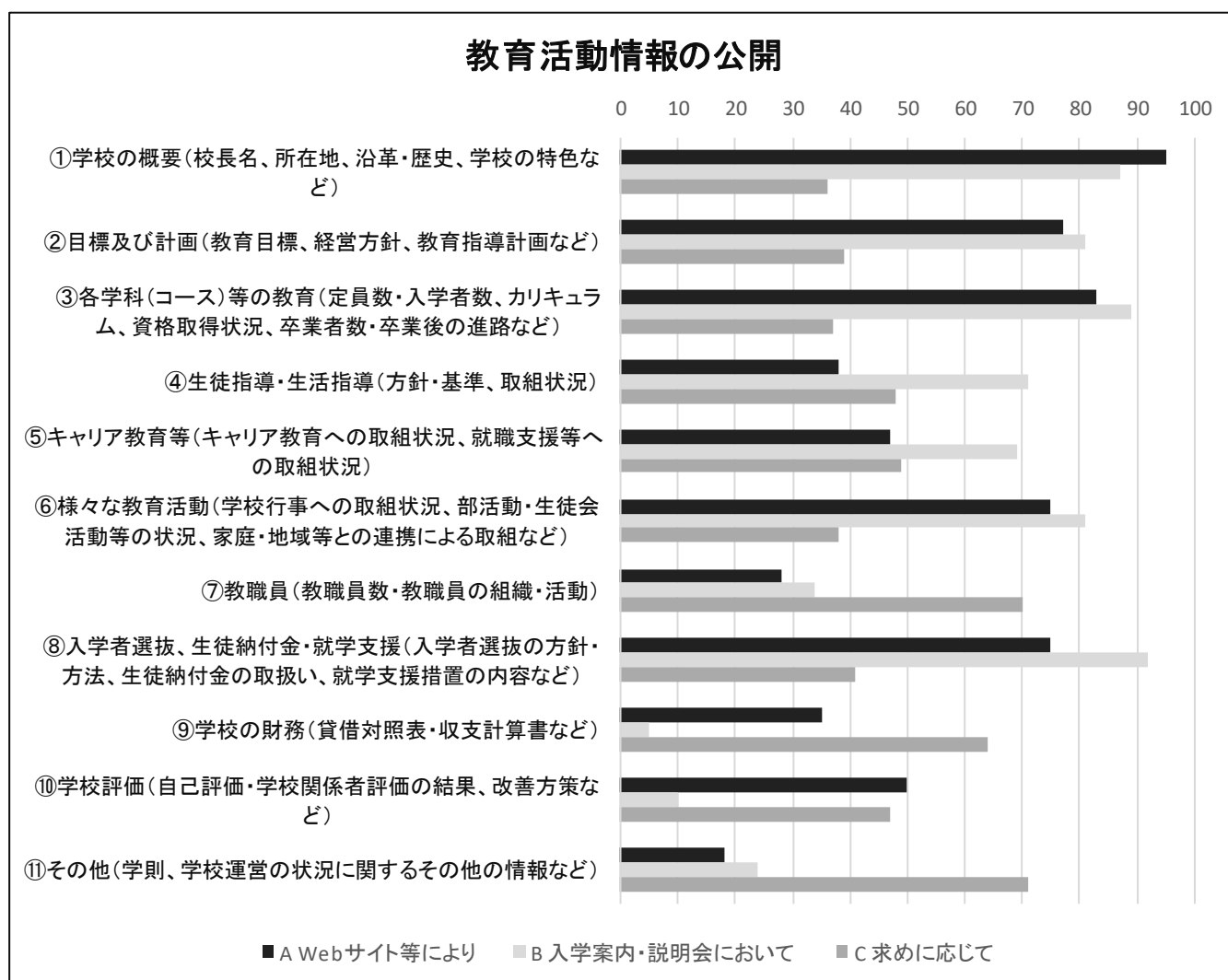
Ⅲ. 教育活動情報の公開

問 13. 文部科学省で公表されている「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の各項目について情報提供を行っているかどうか、

- A. W e b サイト等により提供している
- B. 入学案内・説明会において提供している
- C. 求めに応じて提供している

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について記入してください。(複数選択可)

項目	A Webサイト等 により	B 入学案内・ 説明会におい て	C 求めに応じ て
①学校の概要(校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など)	95 89.6%	87 82.1%	36 34.0%
②目標及び計画(教育目標、経営方針、教育指導計画など)	77 72.6%	81 76.4%	39 36.8%
③各学科(コース)等の教育(定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など)	83 78.3%	89 84.0%	37 34.9%
④生徒指導・生活指導(方針・基準、取組状況)	38 35.8%	71 67.0%	48 45.3%
⑤キャリア教育等(キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況)	47 44.3%	69 65.1%	49 46.2%
⑥様々な教育活動(学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など)	75 70.8%	81 76.4%	38 35.8%
⑦教職員(教職員数・教職員の組織・活動)	28 26.4%	34 32.1%	70 66.0%
⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援(入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取扱い、就学支援措置の内容など)	75 70.8%	92 86.8%	41 38.7%
⑨学校の財務(貸借対照表・収支計算書など)	35 33.0%	5 4.7%	64 60.4%
⑩学校評価(自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など)	50 47.2%	10 9.4%	47 44.3%
⑪その他(学則、学校運営の状況に関するその他の情報など)	18 17.0%	24 22.6%	71 67.0%

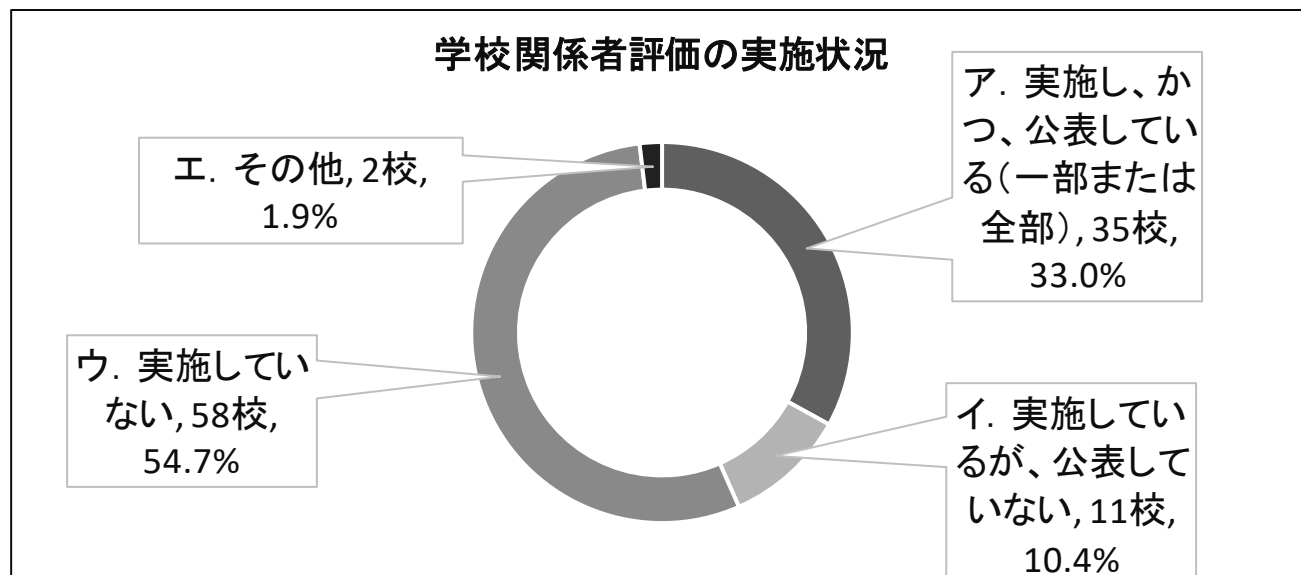


IV. 学校関係者評価

問 14. 学校関係者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部）	35校	33.0%
イ. 実施しているが、公表していない	11校	10.4%
ウ. 実施していない	58校	54.7%
エ. その他	2校	1.9%

※その他＝実施を検討中



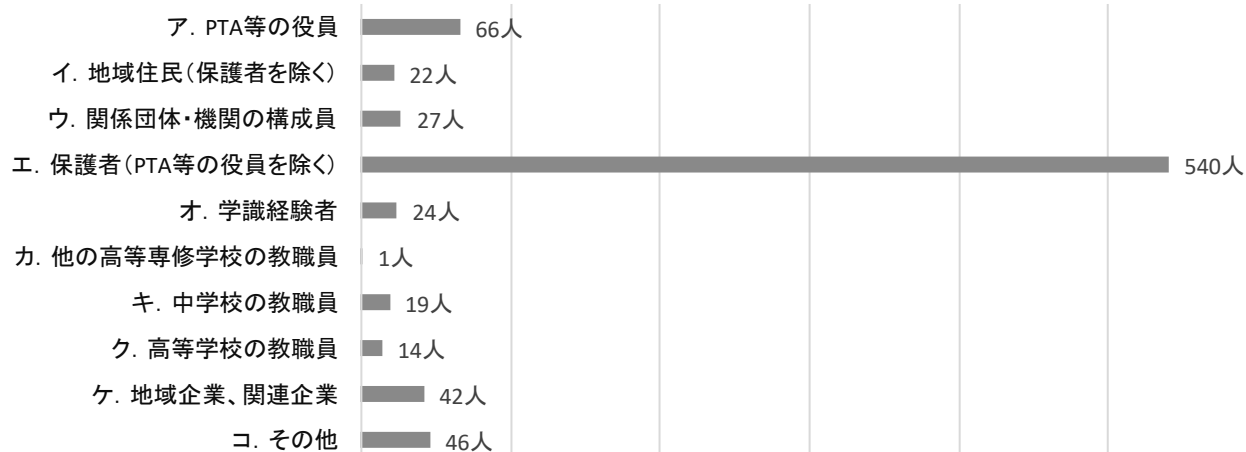
※問 15 に関しては問 14 でア、イを選択した場合のみ回答してください。

問 15. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当するものの人数を記入してください。（複数選択）

ア. PTA等の役員	66人
イ. 地域住民（保護者を除く）	22人
ウ. 関係団体・機関の構成員	27人
エ. 保護者（PTA等の役員を除く）	540人
オ. 学識経験者	24人
カ. 他の高等専修学校の教職員	1人
キ. 中学校の教職員	19人
ク. 高等学校の教職員	14人
ケ. 地域企業、関連企業	42人
コ. その他	46人

※その他＝卒業生、学校法人の理事・評議員、大学職員、専門学校校長、他の専修学校団体の校長、高等学校の元校長・事務職員、同窓会役員、国・地方の議員、学園アドバイザーボード

学校関係者の構成



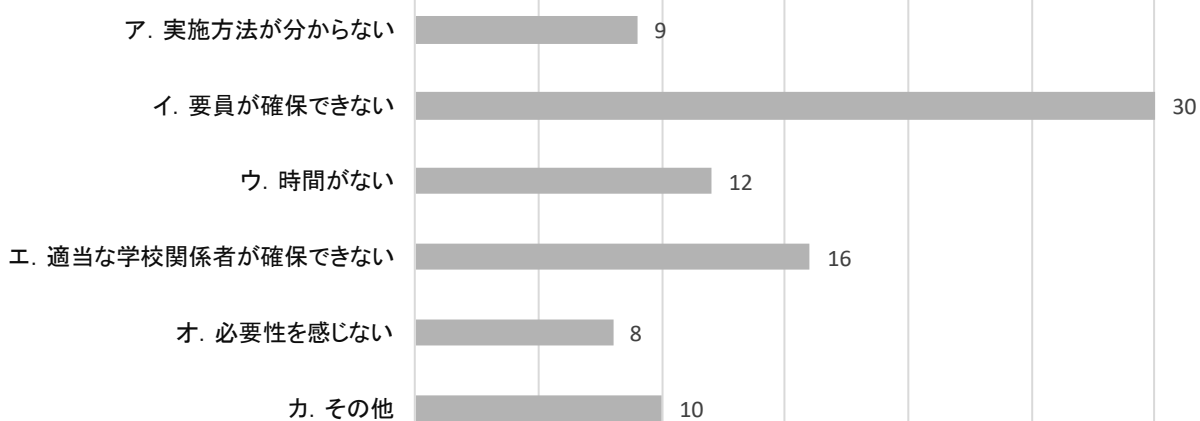
※問 16 に関しては、問 14 でウを選択した場合のみ回答してください。

問 16. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

ア. 実施方法が分からない	9	15.5%
イ. 要員が確保できない	30	51.7%
ウ. 時間がない	12	20.7%
エ. 適当な学校関係者が確保できない	16	27.6%
オ. 必要性を感じない	8	13.8%
カ. その他	10	17.2%

※その他＝専門課程の実施内容を参考にしている、ア～オが複合している

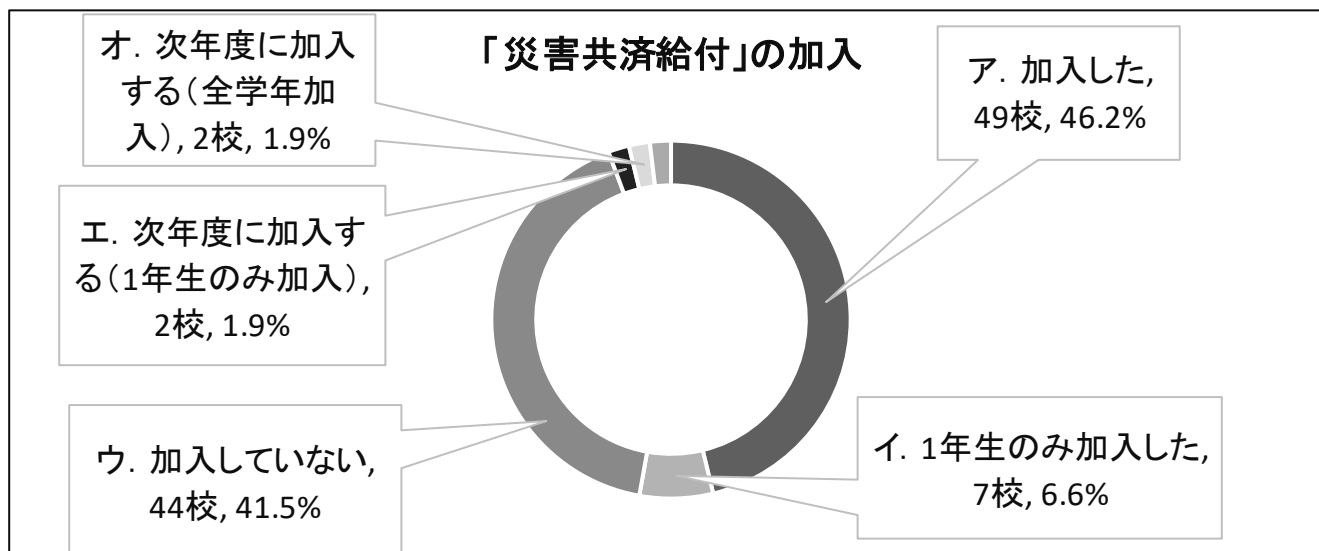
学校関係者評価を実施しない理由



V. 学校安全等

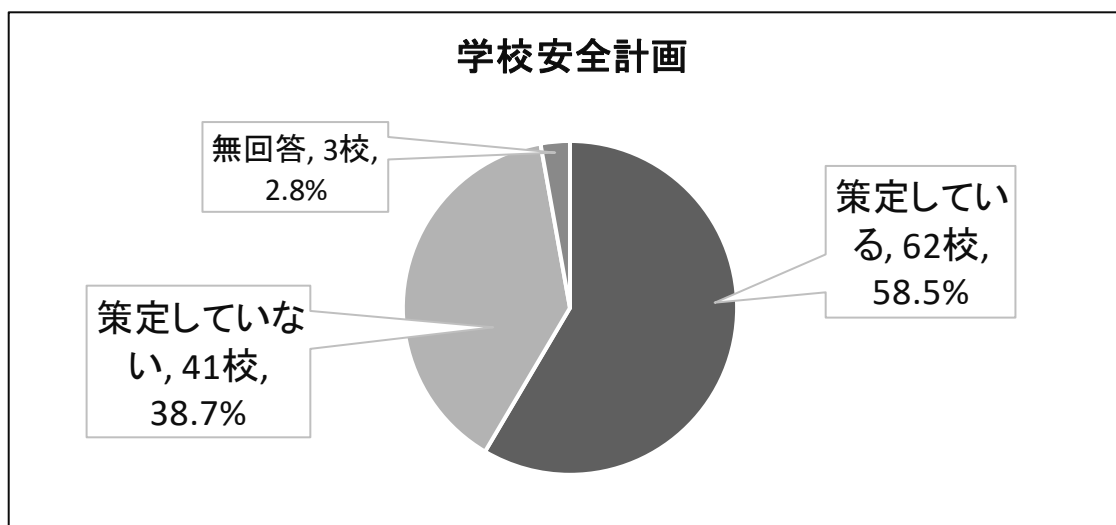
問 17. (独) 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」の加入について

ア. 加入した	49校	46.2%
イ. 1年生のみ加入した	7校	6.6%
ウ. 加入していない	44校	41.5%
エ. 次年度に加入する(1年生のみ加入)	2校	1.9%
オ. 次年度に加入する(全学年加入)	2校	1.9%
無回答	2校	1.9%



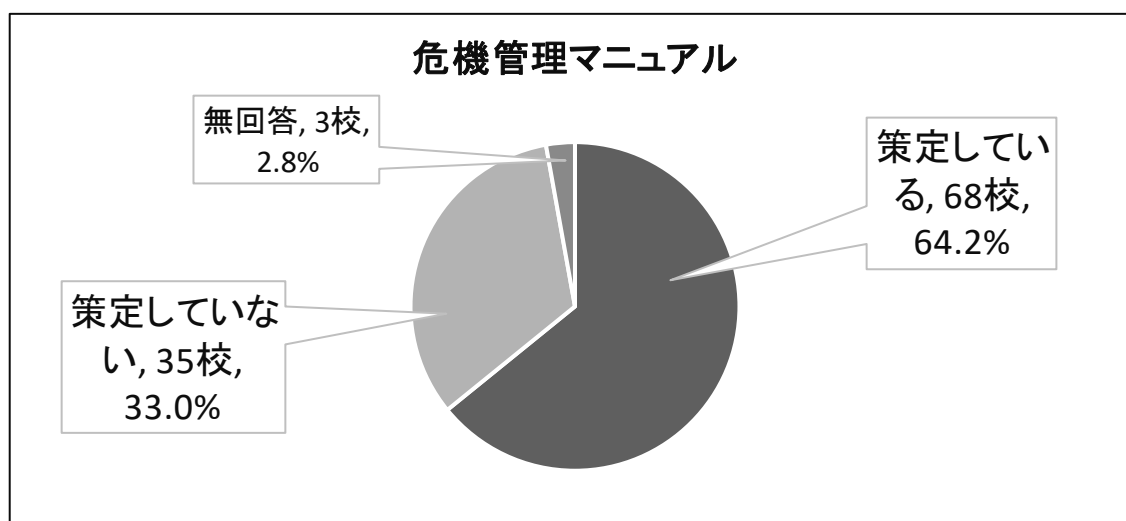
問 18. 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」では、「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」作成が義務となっており、提出を求められることもあります。貴校では学校保健安全法第27条に定める学校安全計画を策定していますか

策定している	62校	58.5%
策定していない	41校	38.7%
無回答	3校	2.8%



問 19. 貴校では学校保健安全法第 29 条に定める危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成していますか

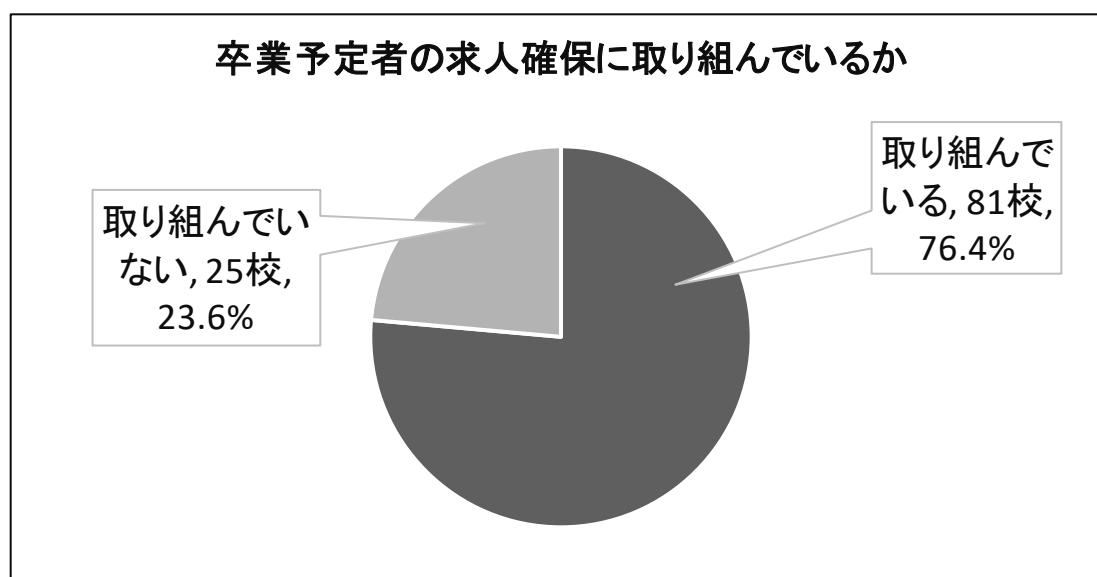
策定している	68校	64.2%
策定していない	35校	33.0%
無回答	3校	2.8%



VI. 学びのセーフティネット機能の充実強化について

問 20. 高等専修学校卒業予定者の求人確保に取り組んでおりますか

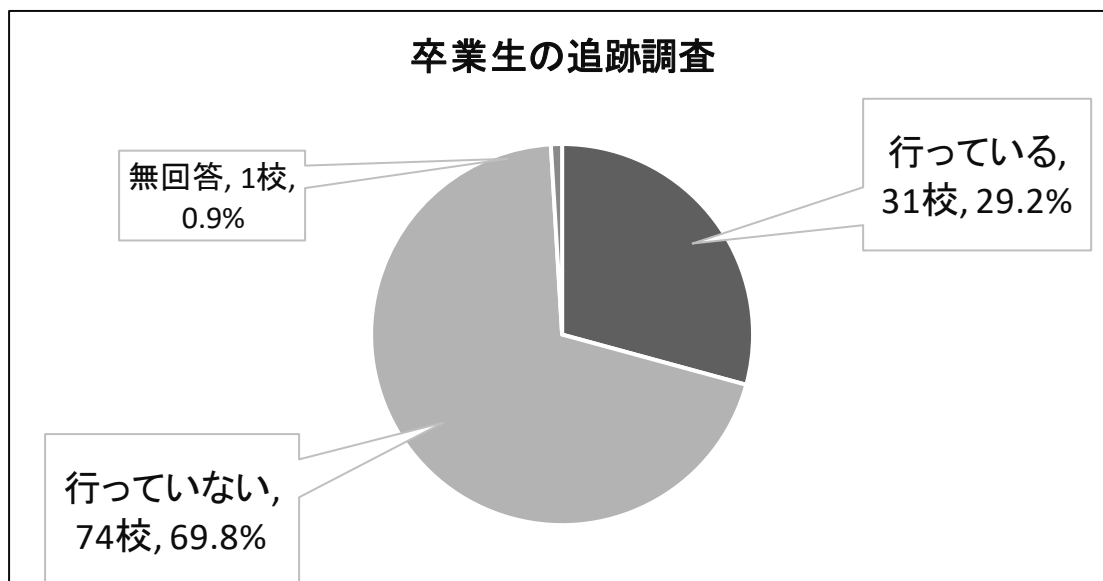
取り組んでいる	81校	76.4%
取り組んでいない	25校	23.6%



具体例：キャリアカウンセリング/各種企業説明会へ参加/就職講演会による説明会実施/個別対応/ハローワークとの連携/キャリアコンサルタント常駐/企業訪問/企業との意見交換会参加（市主催、商工会議所主催）/障害者雇用推進のための職場開拓/支援企業への斡旋/後援会組織拡充/進路ガイダンス・就職ガイダンスの実施/市の中小企業同友会会合に参加/事業所説明会の開催/外部主催の名刺交換会等に参加/各関係団体・企業・関係業者に対し求人依頼/就職支援コーディネーターの活用/若者サポートステーション・就労移行支援などと連携/本校の卒業生が退職した時、続いて本校の卒業予定者の採用をお願いしている

問 21. 卒業生の再就職支援に関して、卒業生の追跡調査を行っておりますか

行っている	31校	29.2%
行っていない	74校	69.8%
無回答	1校	0.9%

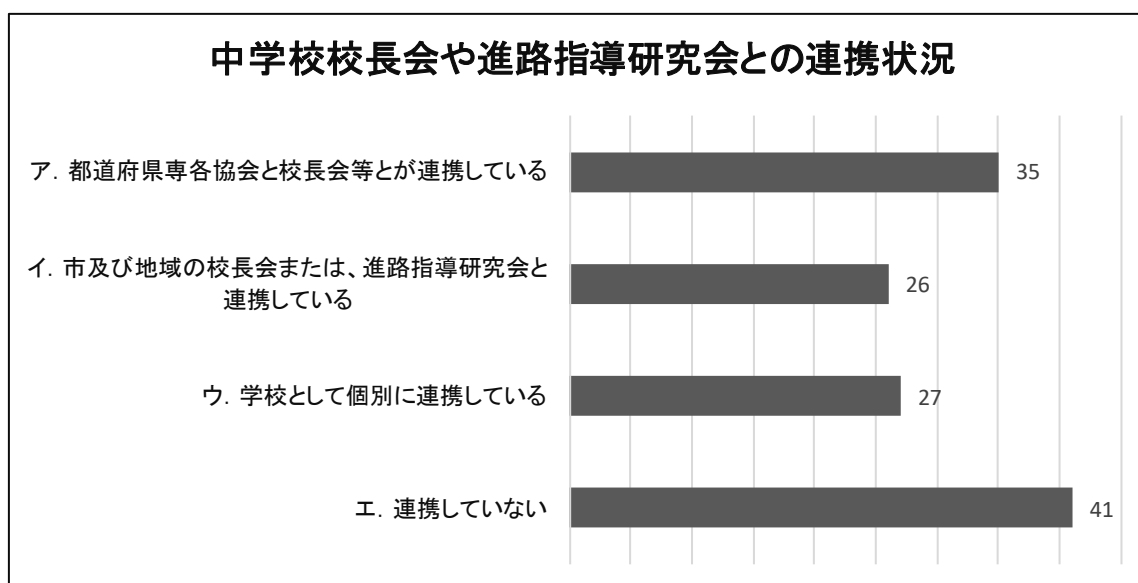


具体例：障害のある卒業生に対する定着フォロー支援の展開/就職先・ハローワークとの連携/離職者へのアプローチと就職活動支援/会社訪問にて卒業生の在職確認/再就職支援の担当者配置/再就職を希望する卒業生に対し求人情報等の提供/個別相談/併設している総合教育センターにてサポートを個別実施

VII. インターンシップなど地域と連携した教育について

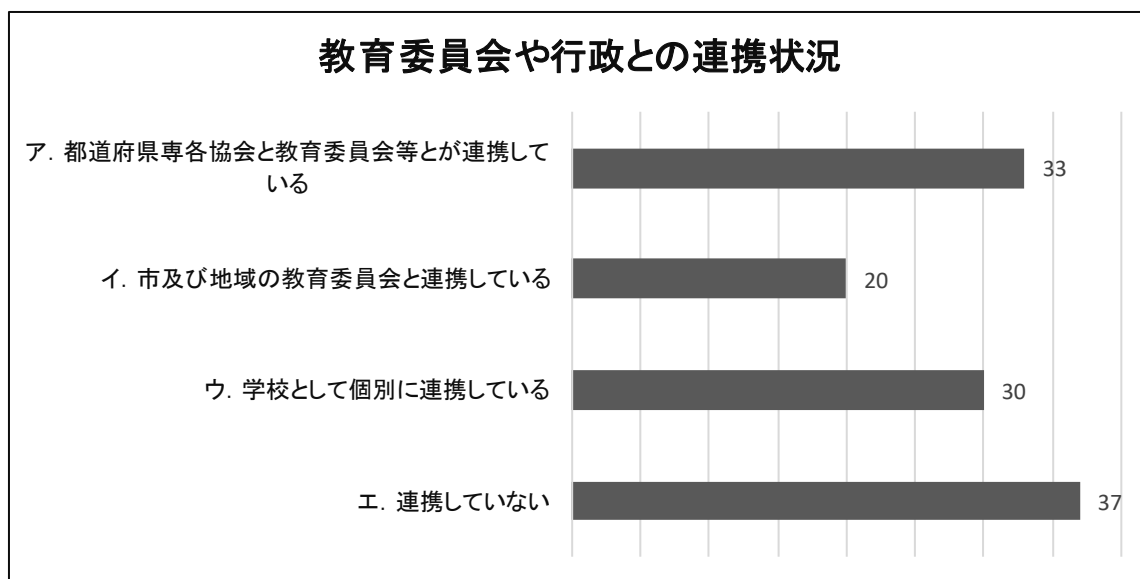
問 22. 中学校校長会や進路指導研究会との連携状況について（複数回答可）

ア. 都道府県専各協会と校長会等とが連携している	35	33.0%
イ. 市及び地域の校長会または、進路指導研究会と連携している	26	24.5%
ウ. 学校として個別に連携している	27	25.5%
エ. 連携していない	41	38.7%



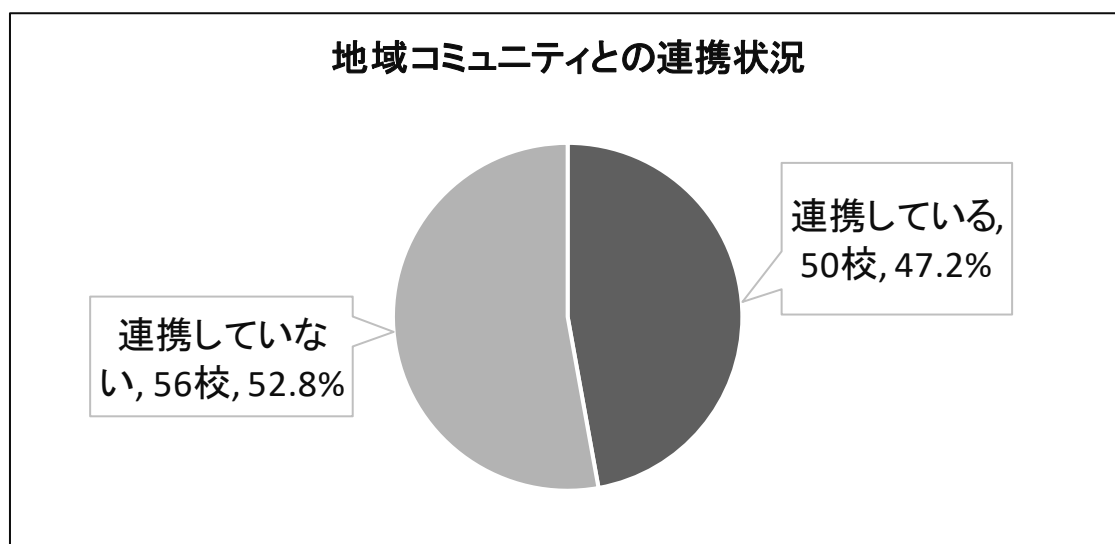
問 23. 教育委員会や行政との連携状況について（複数回答可）

ア. 都道府県専各協会と教育委員会等とが連携している	33	31.1%
イ. 市及び地域の教育委員会と連携している	20	18.9%
ウ. 学校として個別に連携している	30	28.3%
エ. 連携していない	37	34.9%



問 24. 地域コミュニティとの連携などについて

連携している	50校	47.2%
連携していない	56校	52.8%



連携の実態：ボランティア活動（車椅子整備、河川清掃、保育園・学童クラブ・特別養護老人ホーム・障害者施設等）/商工会議所主催の催し物/中学校から上級学校訪問を受けている/地元商店街イベントでの活動/公民館への料理教室/中学校への出張授業/社会福祉法人施設でのバザーに協力/市の行事への参加/学校行事等で自治会長を招待/市の里親制度/自治会との交流/補導員/市民協議会への参加/過疎地での山の保全作業/協議会を結成して学校と連携して行事/町内会に学園祭の招待状を配布/公民館及び住民自治協議会と連携した地域貢献への取り組み/音楽系の地域コミュニティイベントにて生徒たちがダンスや歌を披露し地域の方々と交流/防犯パトロール活動/地元商店街の活性化/読み聞かせの会/盆踊りなど地域のイベントのお

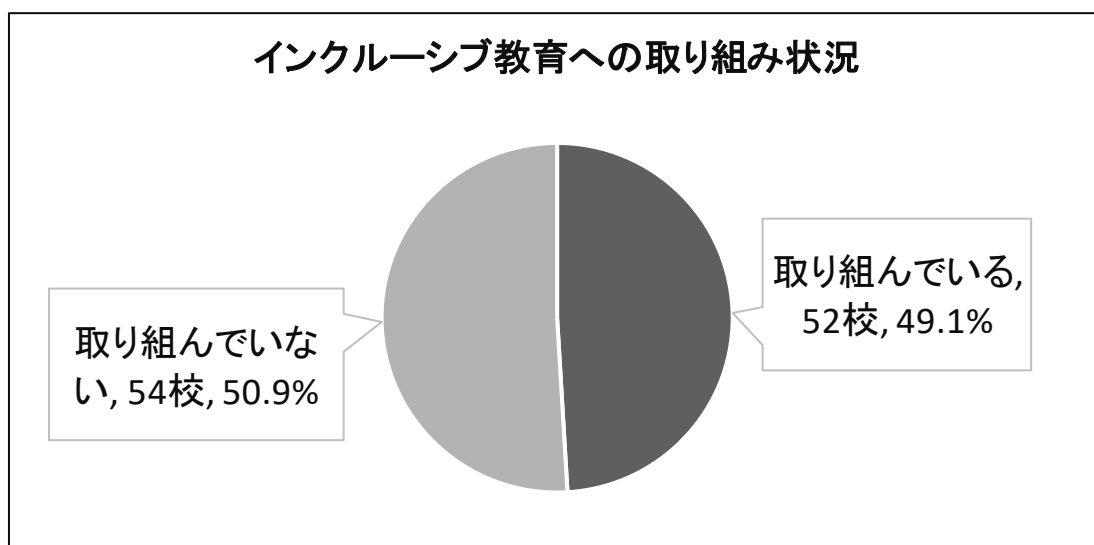
手伝いに専門的な技能を生かして参加/祭り参加/小学校文化祭参加

連携することによる教育効果、エピソード：自己肯定感の昂揚/社会現場を見て就労意識を高め、進路選択を考える/社会性の育成/地域が元気になる効果/職場体験で理解を深め、お礼状等も頂く関係が築かれている/ボランティアに通ったため成長/生徒たちの卒業後の進路選択に影響を与えている/（公園花壇管理で）自分たちが管理しているという責任感、地域の方に声をかけられる喜びを得た/教育活動がアピールできる/学園祭には毎年地元小学生や住民が多く参加し楽しんでもらっている/学校の分野とは直接関係ない環境ではあるが、今まで出会ったことのない人たちとの出会いが生徒の視野を広げていってくれる/地域の方々から認めて頂ける喜び/学校外でのイベント活動を通じ、自己表現の仕方や一般のお客様に楽しんでもらうことを実感し学びにつながった/地域の方に学校及び生徒を知っていただくことができた/学んでいることを多くの方に周知することができた

VII. インクルーシブ教育について

問 25. インクルーシブ教育に取り組んでいますか

取り組んでいる	52校	49.1%
取り組んでいない	54校	50.9%

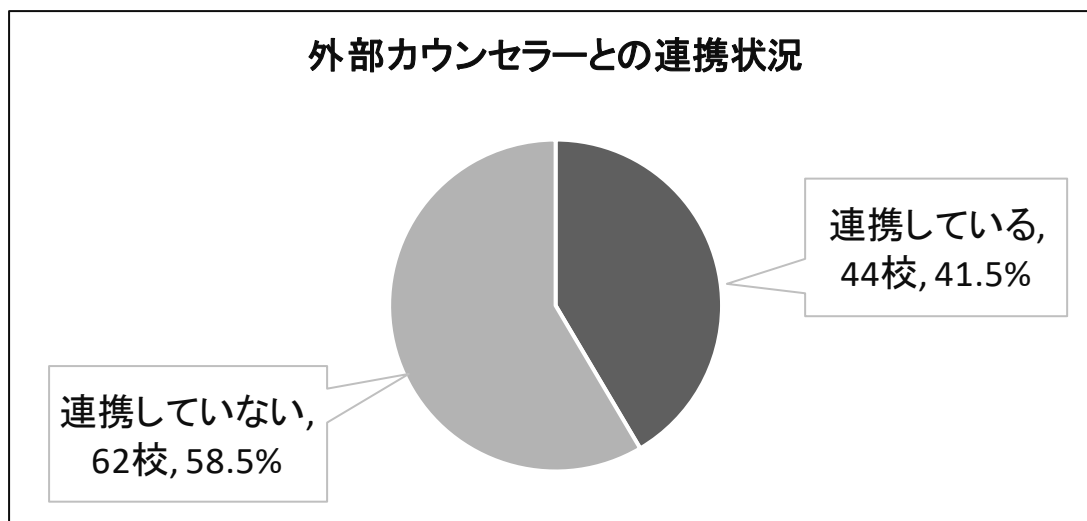


各学校の特色ある取組：少人数のため障害の有無に関わらず個々の特性に応じた取組み/クラス編成はもちろんのこと学校行事等においても互いに認め合い尊重しながら一緒に取り組んでいる/混合教育（自閉症児と健常児が同じ環境の中で学び、相互に影響しあい、ともに成長していくシステム）/個人教室を準備している/研修会実施/十分な合理的配慮とは言えないが、習熟度別学習のクラス編成において障がい者と健常者が共に学んでいる/全体への告知・口頭での告知で理解できない生徒が数多くいるのでLINEグループを活用し活字で読み直せるようにしている/少人数体制・個別指導に主軸を置いている/定期試験前勉強会/その時時に必要な対応/少人数でのクラス編成、科目別習熟度の授業、障害特性に応じた座席の配慮/各授業に補助教員を配置。課題の到達目標を個別支援計画をもとに個々に変えている/特別扱いはないが平等に接しており生徒間での暖かい支援が行われている

IX. カウンセラーの配置と育成について

問 26. 外部カウンセラーと連携していますか

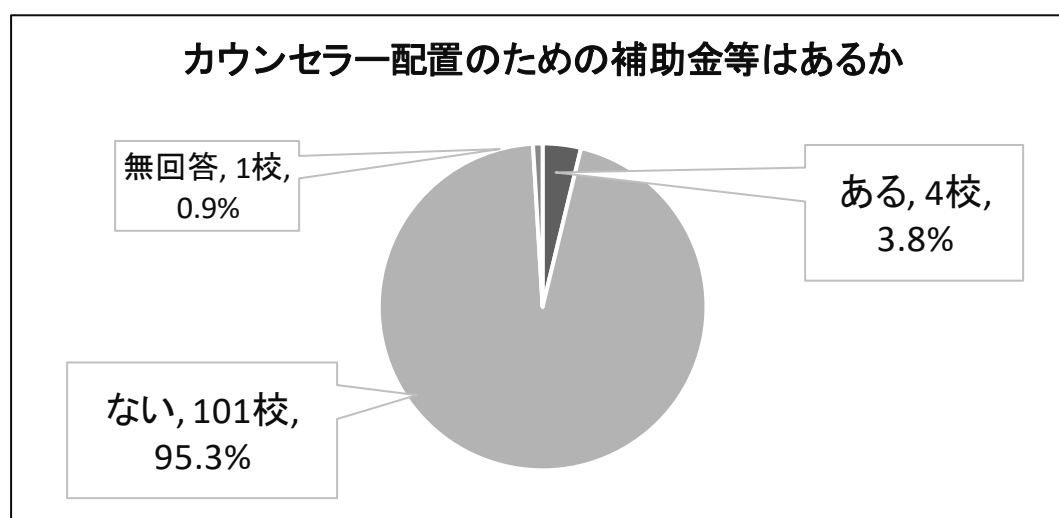
連携している	44校	41.5%
連携していない	62校	58.5%



連携の実態：学校心理士と大学教授/学生への対応に生かしている/毎週最低一回は定期的に実施。担任との連携を合わせて個別指導/非常勤として毎週水曜日にカウンセリングに取り組んでもらっている/月一回の相談日を設定。教職員の相談等も含む/臨床心理士2名配置/週2回来校/週1で臨床心理士が来校/該当生徒を連れてこちらからカウンセラーのもとへ出向く/月1回程度、臨床心理士に来てもらっている/週3回来校/併設の総合教育センター、サポートクラスにて臨床心理士や特別支援教育士SV、言語聴覚士などが常駐

問 27. カウンセラーを配置するための補助金等がありますか

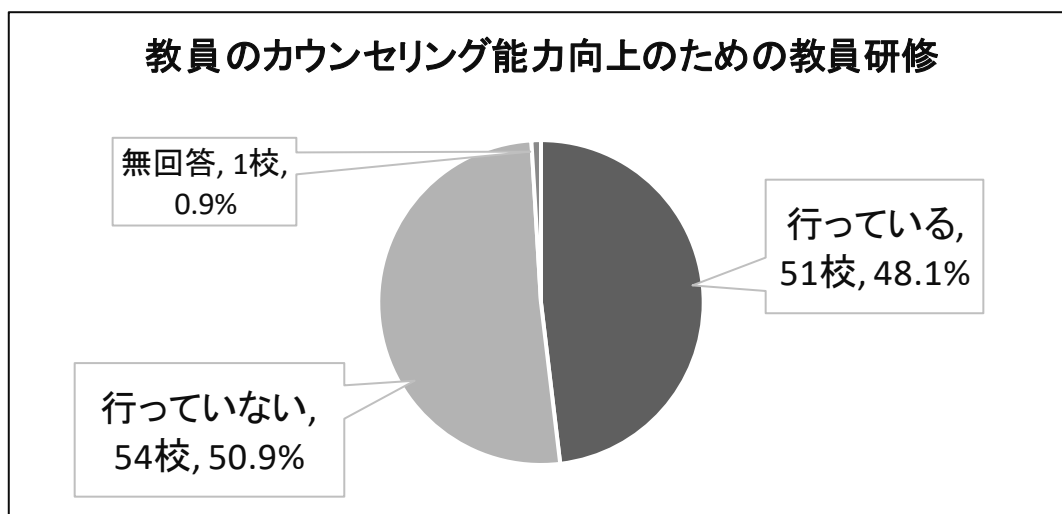
ある	4校	3.8%
ない	101校	95.3%
無回答	1校	0.9%



補助金等の実態：県より給与の四分の三を補助（山形県）/県が希望する学校にカウンセラーを送ってくる（福島県）

問 28. 教員のカウンセリング能力向上のための教員研修について

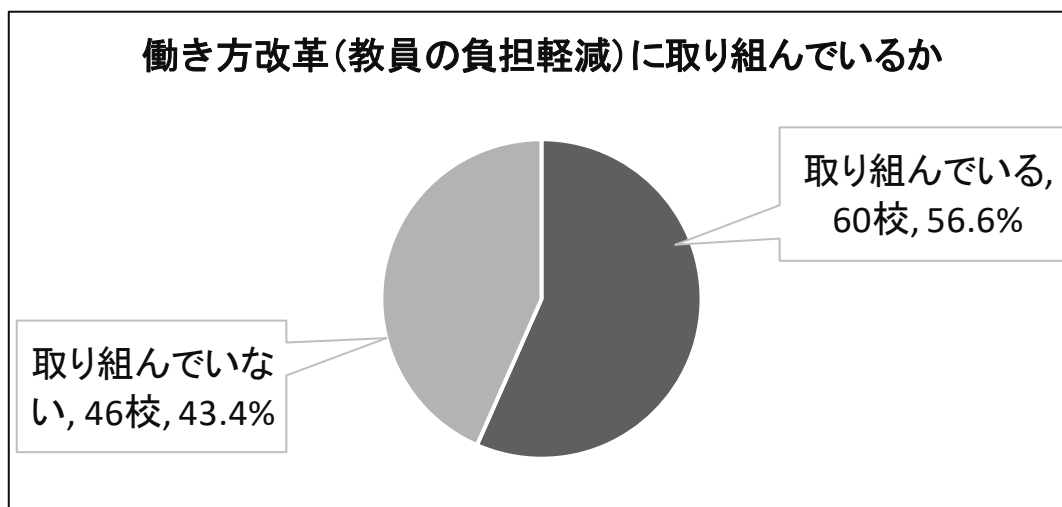
行っている	51校	48.1%
行っていない	54校	50.9%
無回答	1校	0.9%



X. 教員の働き方改革について

問 29. 教員の働き方改革について、増加する「教員の負担」軽減に取り組んでいますか

取り組んでいる	60校	56.6%
取り組んでいない	46校	43.4%



具体例：残業時間を月 23 時間以内(定額残業)に抑える徹底/教務事務員の採用、実習指導教員の採用、学籍管理システムの導入/教務事務・経理の IT・ICT 化/フレックス導入/超過勤務時間の把握と分析、各教員の分掌の見直し、書類の簡素化、会議の見直し等/ 17 時には全員退勤/非常勤教員の採用/部活動の活動時間・指導時間の軽減/ NO 残業の推進、休憩時間の確保/有休消化の推進/クラブ顧問の複数対応/残業の指示をしないように、休日出勤の場合は代休を取れるようにしている/テスト期間中に教員に休暇を取ってもらう/成績記述評価等の Web システム化/勤務時間シフト制の採用/業務の見直し、報告書等の簡素化/土曜日の出勤緩和/生徒指導は担任以外の教員も加わる/教務、校務書類の電子化・簡略化による負担軽減。副担任、カウンセラーによる担任業務のバックアップ/各教員の仕事量を管理職が把握し、特定の教員に集中しないように仕事を割り振る/時間外労働の削減/ノー残業デーを定める/早く終わった時は早く帰る/校務分掌見直しを行い、教職員の役割分担の明確化を図り、連絡を密にして相互理解を深める

平成30年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」まとめ

実施委員会・調査研究分科会

文責：大竹 嘉明 福田 潤

本調査は、全国の会員校（184校）を対象に実施した高等専修学校の実態を把握するためのアンケート調査であり、本年度で7年目を迎える。

アンケート調査は10の項目から構成されており、それぞれが高等専修学校の実態を把握するための基礎データとなる。以下に、各項目に関する要点を述べる。

Iは就学支援金状況・授業料減免・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒に関する項目である。この項目は、高等専修学校に在籍する生徒の家庭の特性や経済的状況、また生徒自身の特性を把握することを目的としている。

問1は就学支援金の支給状況について該当する生徒数の調査である。集計結果より、高等専修学校は、経済的に厳しい家庭の生徒の割合が非常に高いという結果が得られた。平成26年度入学生による新制度となつて以降、就学支援金の加算支給（2.5倍加算、2倍加算、1.5倍加算）の対象となる世帯の数は、平成26年度が全体の61.5%、平成27年度全体の62.8%、平成28年度が62.1%、平成29年度が全体の59.3%、そして本年度が全体の60.9%と微増傾向にあり、依然として半数以上の高い値を継続している事を示している。

また、生活保護世帯の割合（新制度における2.5倍加算の世帯の割合）は、平成26年度が全体の25.2%、平成27年度が全体の25.0%、平成28年度が全体の24.6%、平成29年度が全体の24.7%、そして本年度が全体の22.3%と高い値である。参考として、平成29年度の日本全体における生活保護世帯の割合は高齢者世帯を除くと、約2.01%※である。

（※算出根拠：平成29年 厚生労働省：国民生活基礎調査では、高齢者世帯数を除くと日本の総世帯数は、37,202,000世帯。平成28年は、36,674,000世帯。被保護者調査では、高齢者世帯を除くと生活保護者世帯数は747,051世帯。よって約2.01%となる。）

上記の調査から、高等専修学校の家庭における生活保護の割合は、日本全体の生活保護の割合の10倍以上となり、厳しい家庭環境の生徒が多いことが分かる。

高等専修学校の生徒の家庭環境には地域格差があることも把握しておく必要がある。本報告書においては大阪府に関するデータ抽出して示したが、大阪府に関しては、就学支援金が加算支給になる世帯の割合は、平成28年度が全体の66.8%、平成29年度が全体の64%、そして本年度が全体の67.4%であった。特に生活保護世帯の割合が、平成28年度が全体の33.8%、平成29年度が全体の30.4%、そして本年度が31.1%と、これも全国平均と比べて高い値を示す結果となった。

このような世帯の保護者も安心して通わせることができ、また生徒も安心して学校に通い、高等専修学校での職業教育を通して手に職をつけ、社会に貢献するために、高等専修学校への助成を促進すること、そして地域社会の特性に合った就学支援の施策を設けることが引き続き喫緊の課題であると言える。

問2においては、各都道府県における授業料免除（軽減）の現状に関して調査を実施した。年額60万円を超える地域から授業料減免（軽減）を実施していない地域まで、地域によって非常に大きな格差が見られた。今後ますますこのような減免制度が普及し、保護者や生徒が経済的にも安心して学校に通うことができるように働きかけを引き続き行っていく必要がある。

問3は高等専修学校の生徒の家庭の特性に関する設問である。一人親の家庭、両親のいない家庭の割合は全体の30.4%となり、昨年の割合(27.7%)と比較すると、若干増加し、高い割合を保っている。平成29年厚生労働省：国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」に対して「一人親と未婚の子のみの世帯」の割合は7.5%(平成28年度 6.9%)である。引き続き高等専修学校の生徒が一人親の家庭、両親のいない家庭に属している割合がいかに高いかが確認できる。

問5は中学校時代に不登校であった生徒、高等学校中退もしくは既卒の生徒、外国人の生徒の割合を把握するための設問である。

中学校時代に不登校であった生徒の割合は、平成26年度が26%、平成27年度が24.0%、平成28年度が22.4%、平成29年度が21.6%、そして本年度が21.2%と年々低下しつつあるが、高い値を保っている。文部科学省：学校基本調査の平成27年度の結果では全国の中学校における不登校生徒の割合は2.8%となっている。高等専修学校においては全体と比較して不登校の生徒が入学する割合が約7.57倍となり、非常に高い値となっていることが確認できる。

問6は発達障がい及び身体障がいのある生徒の割合を把握するための設問である。発達障がいのある生徒の割合は全体の8.9%(平成29年度が9.1%)、支援・特別措置が必要な生徒の割合は全体の7.4%(平成29年度が6.2%)、合わせて16.3%である。また身体障がいのある生徒の割合は全体の2.3%(平成29年度が2.6%)となった。発達障がいのある生徒、支援・特別措置が必要な生徒の割合に関しては平成29年度の調査結果と比べて在籍生徒数の減少にも関わらず上回る結果となった。

入学者に対しての発達障がいのある生徒の割合は全体の9.7%(平成29年度が8.1%)、支援・特別措置が必要な生徒の割合は全体の8.8%(平成29年度が6.4%)、合わせて18.5%と今後も年々増加傾向にある事が推察される。

なお、全国の高等専修学校において、発達障がいのある生徒を受け入れている学校の割合は全体の70.8%と高い値となった。受け入れている学校では1校あたり平均で20.3人を受け入れている。さらに、全国の高等専修学校において、身体障がいのある生徒を受け入れている学校の割合は全体の34.9%と全体の3分の1を超える高い値である。受け入れている学校では1校あたり平均で10.4人を受け入れている。このことから、発達障がいや支援・特別措置が必要な生徒の教育に関して、高等専修学校が非常に大きな能を果たしていると言える。

高等専修学校においては、平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法の「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立して同年8月1日から施行された時に、「また、専修学校の高等課程に在学する者を、教育に関する支援の対象である発達障害児に含める。」と文言が記載された。

問7は高等専修学校の卒業者の状況に関する調査である。平成29年度卒業生に関しては、進学者が全体の43.8%(昨年度は44.9%)、就職者が全体の45.0%(昨年度は46.3%)であった。文部科学省：学校基本調査によると、高等学校の場合は進学者が全体の70.9%(昨年度は80.6%)、就職者が全体の17.6%(昨年度が17.8%)であるため、高等専修学校の卒業生は、就職する生徒の割合が非常に高く、進学する生徒の割合が低いという特徴が確認できる。この結果には、専修学校が職業教育を実践する職業訓練校の要素を持つ学校であること、また、アンケート結果にもあるように経済的に厳しい家庭の生徒が多いことなどが起因していると推察できる。

また、就職・進学以外の生徒(進路未決定者)に関しては、高等専修学校においては全体の11.2%(昨年度が9.9%)になった。

この値に関しては、学校基本調査によると、全日制高等学校においては4.8%、定時制高等学校においては13.6%、通信制の高等学校においては37.1%である。

前述したように、高等専修学校に入学する生徒は、中学校では不登校であった生徒、発達障がいや支援・特別措置の必要な生徒割合が非常に高い。タレント養成系の高等専修学校の場合は、卒業後すぐに進路決定と言えない状況を考慮すると、高等専修学校の卒業生における進路未決定者の割合の低さは評価されるべき事項ではないかと考える。

各高等専修学校では、職業教育の実践実習授業の実施はさることながら、社会貢献のセーフティネットの役割も十分に兼ね備えていると言える。各教職員が生徒一人一人と多種多様に深く関わって手厚くサポートをし、進路指導、日常生活の定着、生徒指導、基礎学力の向上や応用力等々、生徒一人一をきめ細かく面倒を見て育成している結果が出ていると言える。

Iの調査を総括すると、高等専修学校に通う生徒の特長として、

- ①経済的に厳しい家庭の生徒が多い
- ②一人親の家庭、両親のいない家庭の生徒が多い
- ③中学校時代に不登校であった生徒が多い
- ④発達障がいや支援・特別措置の必要な生徒が多い

①～④が確認できる。そして、これらの多様な生徒に対して、高等専修学校がセーフティネットとしての受け皿として十分に機能し、社会貢献の一端を担っていることがわかる。また、次の進路への橋渡しを精力的に行っていることが分かった。今後もこのような多様な生徒が、授業料等の経済的な障壁を感じることなく、安心して高等専修学校に通い、自己実現できる夢を叶えることができるような環境づくりに向けて、各会員校が切磋琢磨し協力して取り組むとともに、生徒への財政的な支援の拡充に向けて働きかけを行っていく必要がある。

IIの基本項目は学校の自己評価に関する調査である。学校評価の目的は、各学校が自らの教育活動の成果や取組を不断に検証することにより、①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、②保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その結果と協力を得ること、③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげることである。

自己評価に関しては、法令上、実施・公表と評価結果の設置者への報告が義務付けられている重要な項目である。

問8は平成30年度の結果では、自己評価を「実施し公表している」または「実施しているが公表していない」と回答した学校が全体の78.3%であった。平成29年度の76.9%と比較し、1.4%上がった。今後も会員校への周知徹底をはかるため、自己評価に関しては情報提供をしていく必要があると考える。

問10は、自己評価を実施した学校においては、学校改善に関して、自己評価が「大いに役立った」もしくは「ある程度役立った」と回答した学校の割合が全体の85.6%（昨年度は86.8%）を占めた。その具体的な結果としては、問11より、「次年度の学校改善の取り組みの参考になった」が66.3%、「改善点が明確になった」が62.7%、「全教職員の課題に対する共通理解が推進された」が34.9%となり、前回のアンケートより数字は下がったものの、各会員校が学校評価の目的の中の「学校運営の組織的・継続的な改善」を実現するために、積極的に取り組む姿勢が依然としてあることがわかった。

問12は自己評価を実施していない学校に対して、実施していない理由を確認した設問である。自己評価を実施しない理由としては、「要員が確保できない」、「時間がない」といった理由が多数であり、自己評価

の必要性は認識していても、実施したくても「できない」と回答する学校がほとんどであった。高等専修学校は小規模校が多く、教育現場では、中学校時代に不登校だった生徒や発達障がいや支援・特別措置の必要な生徒が在籍している学校も多く、教員は一人一人の生徒への手厚い対応が求められる。一方で、Ⅰの総括でも述べたように財政的支援は、高等学校や特別支援学校と比較すると十分に受けられているとは言えず、人員配置等の影響で現場の教員への負荷が大きくなっていることが、昨年に引き続き自己評価を実施できない一因になっていると推察できる。そのため、財政的支援の拡充に関しても継続して働きかけを行っていく必要があると言える。

ただ、自己評価は法令上の義務であり、また学校改善のために非常に重要な項目であるため、すべての学校で実施されるように努力していく必要があると考える。特に数が低い県に関しては引き続き協会からも協力要請をしていく必要がある。

Ⅲに関しては、教育活動情報の公開に関する項目である。「開かれた学校運営」を実現し、保護者や地域住民の理解を得るために情報公開は学校評価と並ぶ重要な事項である。

問１３の結果を昨年度と比較すると、ほぼ全ての項目に関して、WEBで情報公開を実施したり、入学案内や説明会で情報提供を行っている学校は依然として高い傾向にあることがわかる。特に項目の⑩学校評価の公開においては４７．２％（昨年度は４２．６％）と４．６％増加している。これは前述の通り、各校が、学校改善のための重要な項目として認識し、積極的に打ち出し始めていることの一端であると推察できる。

Ⅳの調査は、学校関係者評価の実施状況に関する項目である。学校関係者評価は、実施・公表が努力義務となっている。「実施し公表している」または「実施しているが公表していない」と回答した学校は全体の４３．４％（昨年度は３８％）と５．４％増加していることが分かった。なお、昨年度同様に学校関係者の構成は保護者を対象としている学校が非常に多かった。

Ⅴについては学校安全等に関する項目である。

問１７は（独）日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」に関する項目である。平成２９年３月３１日に独立行政法人日本スポーツ振興センター法が改正され、同年４月１日から、災害共済給付の対象が拡大され、専修学校（高等課程に係るものに限る）に通う生徒が加入できる事となったために昨年度より加えた問いである。本年度は加入した学校が４６．２％（昨年度は３１．５％）と大幅に増加した。また、１年生のみ加入した学校が６．６％（昨年度は１．９％）あり、こちらも増加している。今後も協会で引き続き情報共有を実施する予定から、まだ多くの学校が加入に動くことが考えられる。協会としても会員校全加入を目標として会員校へしっかりと周知していきたい。

また、それに伴い、問１８では学校保健安全法第２７条に定める学校安全計画の策定、問１９では学校保健安全法第２９条に定める危険等発生時対処要項（危機管理マニュアル）についても昨年に引き続き調査を実施した。

Ⅵ以降は本年度より実施した調査である。

Ⅶは学びのセーフティネット機能の充実強化についての項目である。

問２０は求人確保に取り組んでいるかを尋ねた。結果、「取り組んでいる」学校が７６．４％あり、各校が求人確保に積極的に動いている様子が窺えた。また、自由記載で記入してもらった「具体的な取り組み」についても、多くの具体例が寄せられた。

一方、問21では卒業生の再就職支援に関して、卒業生の追跡調査を行っているかを尋ねたが、「行っている」と回答した学校は29.2%と少なかった。今後は、支援・サポートの充実の為、各学校が一層努力していく必要があると言える。

VIIではインターンシップなど地域と連携した教育について尋ねた。

中学校校長会、進路指導研究会との連携している学校が83.0%、教育委員会や行政との連携している学校が78.3%と数値が高かった。一方、地域コミュニティとの連携をしている学校が47.2%と少ない傾向が分かった。今後の課題としたい。

VIIIの調査はインクルーシブ教育に関する項目である。

取り組んでいる学校と取り組んでいない学校で概ね半分に分かれた。

障がいを抱える生徒が在籍しているか否かという点も大きく関わってくるが、障がいを抱える生徒が在籍している学校からは、様々な特色ある取組例が寄せられ、各校の工夫が窺えた。

IXはカウンセラーの配置等に関する項目である。

問26は外部カウンセラーとの連携について尋ねた。連携している学校が41.5%と少なく、まだ多くの学校がカウンセラーとの連携がない実態が明らかになった。これは、問27カウンセラー配置の補助金等の有無についての回答にあるように、補助金等がないことが理由の一つかと推察できる。では自校でのカウンセラー育成はどうか。問28のカウンセリング能力向上のための教員研修についての回答を見る限り、「行っている」と答えた学校は48.1%と多くなく、自校でのカウンセラーの育成はまだ難しい状況が窺えた。

Xについては教員の働き方改革についての調査である。

「取り組んでいる」学校は56.6%、「取り組んでいない学校」が43.4%であった。社会問題として取り上げられている現状からも分かる通り、非常に重要な項目であるため、すべての学校で取り組んでいく必要があると考える。

平成30年度アンケート調査は高等専修学校の生徒実態や家庭の経済状況に関する実態調査、授業料減免制度、自己評価や情報公開についての継続実施事項に加えて、カウンセラーとの連携や働き方改革について等、新しい調査も実施した。継続実施事項については数字として低下している問もあったが、依然として高い値を維持しており、各学校が教育環境の整備に向けて努力を続けていることを再認識できる結果となった。高等専修学校を必要としている生徒、保護者、地域が多くあることもこのアンケートを通じて理解することもできたので、今後も各学校で切磋琢磨して教育環境の整備に努めていき、社会貢献活動をしていきたい。

高等専修学校
理事長・学校長殿

平成30年度文部科学省委託事業「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」
学びのセーフティネット機能の充実強化（調査研究）
『高等専修学校の機能高度化に関する調査研究』
事業幹事校 代表 大岡 豊

「平成30年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査」
ご協力をお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より高等専修学校振興へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度から2020年度までの3年間、文部科学省関連予算で取り組まれている「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」の内、高等専修学校の機能高度化推進事業（「学びのセーフティネット」機能の充実強化）に関する調査研究について、全国高等専修学校協会のご支援をいただきながら、事業を推進して行くこととなりました。

高等専修学校の機能高度化推進事業（「学びのセーフティネット」機能の充実強化）は、発達障害や不登校等の特別な配慮が必要な生徒を多数受け入れ、これらの生徒の学びのセーフティネットに大きく寄与している高等専修学校において、教職員を中心としつつ、外部機関等との連携も含めた実効的な教育体制（「チーム高等専修学校」）の整備を推進していく事業です。

本事業を推進するために今年度は、全国の高等専修学校における「学びのセーフティネット」機能の現状と課題を精査し、地域差、更には全国共通の課題を明確にし、課題を克服することにより、高等専修学校の機能高度化を目指したいと考え、この度、全国的な実態調査を実施させていただくことになりました。

必ずや本事業の成果を全国にある高等専修学校で学ぶ生徒に還元してまいります所存でございます。

つきましては、本事業・本調査へのご理解をいただき、ご協力をお願い申し上げます。

【調査提出について】

平成30年11月20日（火）までに必着で、下記宛てにFAXにてお送りください。

※本調査に関するお問い合わせ

【担当】学校法人 大岡学園 大岡学園高等専修学校

事業担当 折戸 宏次 e-mail: orichan@ooka.ac.jp

〒668-0065 兵庫県豊岡市戸牧 500

FAX : 0796-24-2282

TEL : 0796-22-3786

平成30年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査

都道府県名（ ） 貴校名（ ）

分野（工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養）（複数選択可）

生徒数（ ）人（生徒数は平成30年5月1日現在の数でご回答ください）

記載者ご芳名：役職：E-mail（ ）：

I. 就学支援金支給状況・授業料減免・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒

問1. 貴校の就学支援金の支給状況について、該当する生徒数を記入してください。

① 年収250万円未満程度	生活保護世帯：月額9,900円の支給限度額が2.5倍加算
② 年収250～350万円未満程度	生活保護に準じる世帯：月額9,900円の支給限度額が2.0倍加算
③ 年収350～590万円未満程度	月額9,900円の支給限度額が1.5倍加算
④ 私立高等学校等奨学給付金	年額52,600円～138,000円程度：各都道府県により制度の詳細は異なる
⑤ 家計急変世帯等	その他、倒産、失職などによる家計急変世帯

区分	①年収250万円未満程度（2.5倍加算）	②年収250～350万円未満程度（2.0倍加算）	③年収350～590万円未満程度（1.5倍加算）	④私立高等学校等奨学給付金	⑤家計急変世帯等
人数	人	人	人	人	人

問2. 貴校の都道府県における授業料減免について、お答えください。最大（生活保護世帯など）いくら減免（軽減）されていますか。

最大	円	授業料減免（軽減）はない
----	---	--------------

問3. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

母子・父子の一人親の生徒数	人	両親のいない生徒数	人
---------------	---	-----------	---

問4. 貴校の各都道府県育英奨学金等を受給している生徒数をご記入ください。

人

問5. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数および高校中退・既卒の生徒数ならびに在日外国人生徒数も含め、お答えください。

※不登校生徒・・・中学校時代に不登校を経験していた生徒。不登校とは学校基本調査にある年間30日以上欠席のあること。

※既卒の生徒・・・中学校を卒業して就職または上級校に進まなかった生徒。

※外国人生徒・・・「外国人」とは、日本の国籍を持たない者。日本と外国の両方に国籍を有する者は日本人とする。

	生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数	外国人生徒数
全学年	人	人	人	人

問 6. 発達障がい及び身体障がいのある生徒数について、お答えください。

※「発達障がい」とは・・・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

※発達障がいのある生徒・・・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒。

※支援・特別措置生徒・・・発達障がいがあるとの診断書はないが発達障がいではないかと思われ、何らかの支援（教育上の配慮等）を行っている生徒。

※身体障がいのある生徒・・・肢体不自由、視覚障がい、聴覚・言語障がい、病弱・虚弱、重複の「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」及び「療育手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒。

学校全体の生徒数			
全学年生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	身体障がいのある生徒数
人	人	人	人
平成 30 年度入学者数			
入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数	身体障がいのある入学者数
人	人	人	人

問 7. 貴校の平成 29 年度における卒業者の状況についてお答えください。なお、高等学校等と比較するため、文部科学省の学校基本調査と同じ項目・分類としております。

※大学等進学者・・・大学の学部・通信教育部・別科、短期大学への進学者。また、進学しかつ就職した者を含む。

※その他進学者・・・専修学校一般課程、各種学校、公共職業能力開発施設へ入学した者。

※就職者・・・正規の職員等でない者、一時的な仕事に就いた者を含む。ただし、A-C の進学者は除く。

平成 29 年度卒業 者数計	進学者			D 就職者数	E うち同一都 道府県内就 職者数	F 左記以外 の者数
	A 大学等進学 者数	B 専門学校進 学者数	C その他進 学者数			
人	人	人	人	人	人	人

Ⅱ. 自己評価

問 8. 自己評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） イ. 実施しているが、公表していない
ウ. 実施していない エ. その他（具体的に ）

（※問 9 に関しては、問 8 でアを選択した場合のみ回答してください。）

問 9. 公表されている方法を教えてください（複数選択可）

- ア. WEB サイト等により提供している
イ. 入学案内・説明会において提供している
ウ. 求めに応じて提供している

(※問 10、11 に関しては問 8 でア、イを選択した場合のみ回答してください。)

問 10. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか(一つだけ選択)

- ア. 大いに役立つ イ. ある程度役立つ ウ. あまり役に立たなかった
エ. まったく役に立たなかった オ. 現状では判断できない(どちらともいえない)

問 11. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください(複数選択可)

- ア. 次年度の学校改善の取組みの参考になった イ. 改善点が明確になった
ウ. 全教職員の課題に対する共通理解が推進された エ. 教職員の改善への意識が喚起された
オ. 生徒・保護者の意識が把握できた カ. 保護者との連携が促進された
キ. 地域との連携が促進された ク. 生徒の学力の向上につながった
ケ. 生徒の意識が変化した コ. その他(具体的に)

(※問 12 は、問 8 でウを選んだ場合のみお答えください。)

問 12. 自己評価を実施していない理由は何ですか(複数選択可)

- ア. 実施方法が分からない イ. 要員が確保できない ウ. 時間がない
エ. 必要性を感じない オ. その他(具体的に)

Ⅲ. 教育活動情報の公開

問 13. 文部科学省で公表されている「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の各項目について情報提供を行っているかどうか、

A. Web サイト等により提供している	B. 入学案内・説明会において提供している	C. 求めに応じて提供している
----------------------	-----------------------	-----------------

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について下記の表に「1」を記入してください。(複数選択可)

項 目	A	B	C
①学校の概要(校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など)			
②目標及び計画(教育目標、経営方針、教育指導計画など)			
③各学科(コース)等の教育(定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など)			
④生徒指導・生活指導(方針・基準、取組状況)			
⑤キャリア教育等(キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況)			
⑥様々な教育活動(学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など)			
⑦教職員(教職員数・教職員の組織・活動)			
⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援(入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取扱い、就学支援措置の内容など)			
⑨学校の財務(貸借対照表・収支計算書など)			
⑩学校評価(自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など)			
⑪その他(学則、学校運営の状況に関するその他の情報など)			

問 21. 卒業生の再就職支援に関して、卒業生の追跡調査を行っておりますか。

- ア. 行っている
- イ. 行っていない

(再就職支援の具体例 :

VII. インターンシップなど地域と連携した教育について

問 22. 中学校校長会や進路指導研究会との連携状況について (複数回答可)。

- ア. 都道府県専各協会と校長会等とが連携している
- イ. 市及び地域の校長会または、進路指導研究会と連携している
- ウ. 学校として個別に連携している
- エ. 連携していない

問 23. 教育委員会や行政との連携について (複数回答可)。

- ア. 都道府県専各協会と教育委員会等とが連携している
- イ. 市及び地域の教育委員会と連携している
- ウ. 学校として個別に連携している
- エ. 連携していない

問 24. 地域コミュニティとの連携などについて。

- ア. 地域コミュニティと連携している
- イ. 地域コミュニティと連携していない

(地域コミュニティとの連携の実態について :

)

(連携することによる教育効果、エピソードについて :

)

VIII. インクルーシブ教育について

問 25. インクルーシブ教育に取り組んでいますか。

- ア. 取り組んでいる
- イ. 取り組んでいない

※インクルーシブ教育・・・障がい者に必要とされる合理的配慮のもと、障がい者が健常者と共に通常の学級で学ぶこと。

※合理的配慮・・・障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

(各学校の特色ある取組について :

)

IX. カウンセラーの配置と育成について

問 26. 外部カウンセラーと連携していますか。

- ア. 連携している
- イ. 連携していない

(連携の実態について :

)

問 27. カウンセラーを配置するための補助金等がありますか。

ア. カウンセラーを配置する補助金等がある

イ. 補助金等はない

(補助金等の実態について :

)

問 28. 教員のカウンセリング能力向上のための教員研修について。

ア. 行っている

イ. 行っていない

X. 教員の働き方改革について

問 29. 教員の働き方改革について、増加する「教員の負担」軽減に取り組んでいますか。

ア. 取り組んでいる

イ. 取り組んでいない

(取り組んでいる具体例 :

)

ご協力ありがとうございます。締め切りは11月20日(火)です。

返却用FAX 0796-24-2282 までご送付ください。

【お問い合わせ先】大岡学園高等専修学校

事業担当 折戸 宏次(おりとこうじ) e-mail : orichan@ooka.ac.jp

〒668-0065 兵庫県豊岡市戸牧 500

FAX : 0796-24-2282

TEL : 0796-22-3786

【参考資料 1】

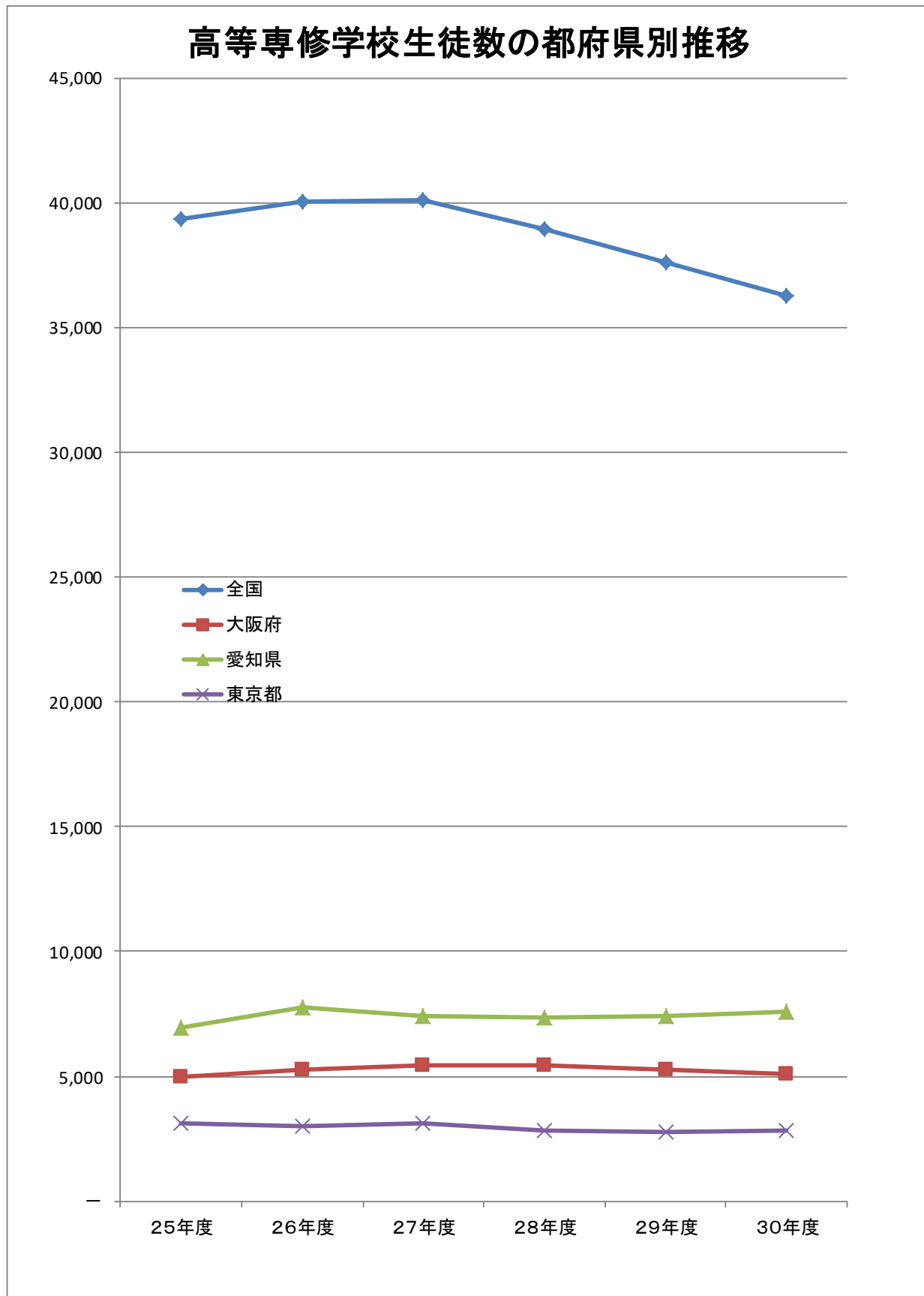
平成30年度 高等専修学校の実態に関するアンケート調査
自己評価を実施・公表している学校

No	都道府県名	回答校数	実施校数	割合 (%)
01	北海道	3	3	100%
02	青森県			
03	岩手県	2	0	0%
04	宮城県			
05	秋田県			
06	山形県	2	1	50%
07	福島県	5	4	80%
08	茨城県	1	1	100%
09	栃木県	2	1	50%
10	群馬県	1	1	100%
11	埼玉県	1	1	100%
12	千葉県	3	3	100%
13	東京都	13	10	77%
14	神奈川県	5	5	100%
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県			
18	福井県	1	1	100%
19	山梨県			
20	長野県	1	1	100%
21	岐阜県	2	2	100%
22	静岡県	8	8	100%
23	愛知県	19	12	63%
24	三重県			
25	滋賀県			
26	京都府			
27	大阪府	15	14	93%
28	兵庫県	8	4	50%
29	奈良県	1	1	100%
30	和歌山県			
31	鳥取県	1	1	100%
32	島根県			
33	岡山県	1	1	100%
34	広島県	3	2	67%
35	山口県	2	1	50%
36	徳島県	1	1	100%
37	香川県			
38	愛媛県			
39	高知県			
40	福岡県	2	1	50%
41	佐賀県			
42	長崎県			
43	熊本県			
44	大分県			
45	宮崎県	2	2	100%
46	鹿児島県	1	1	100%
47	沖縄県			
	合計	106	83	78%

【参考資料 2】

高等専修学校生徒数の都道府県別推移

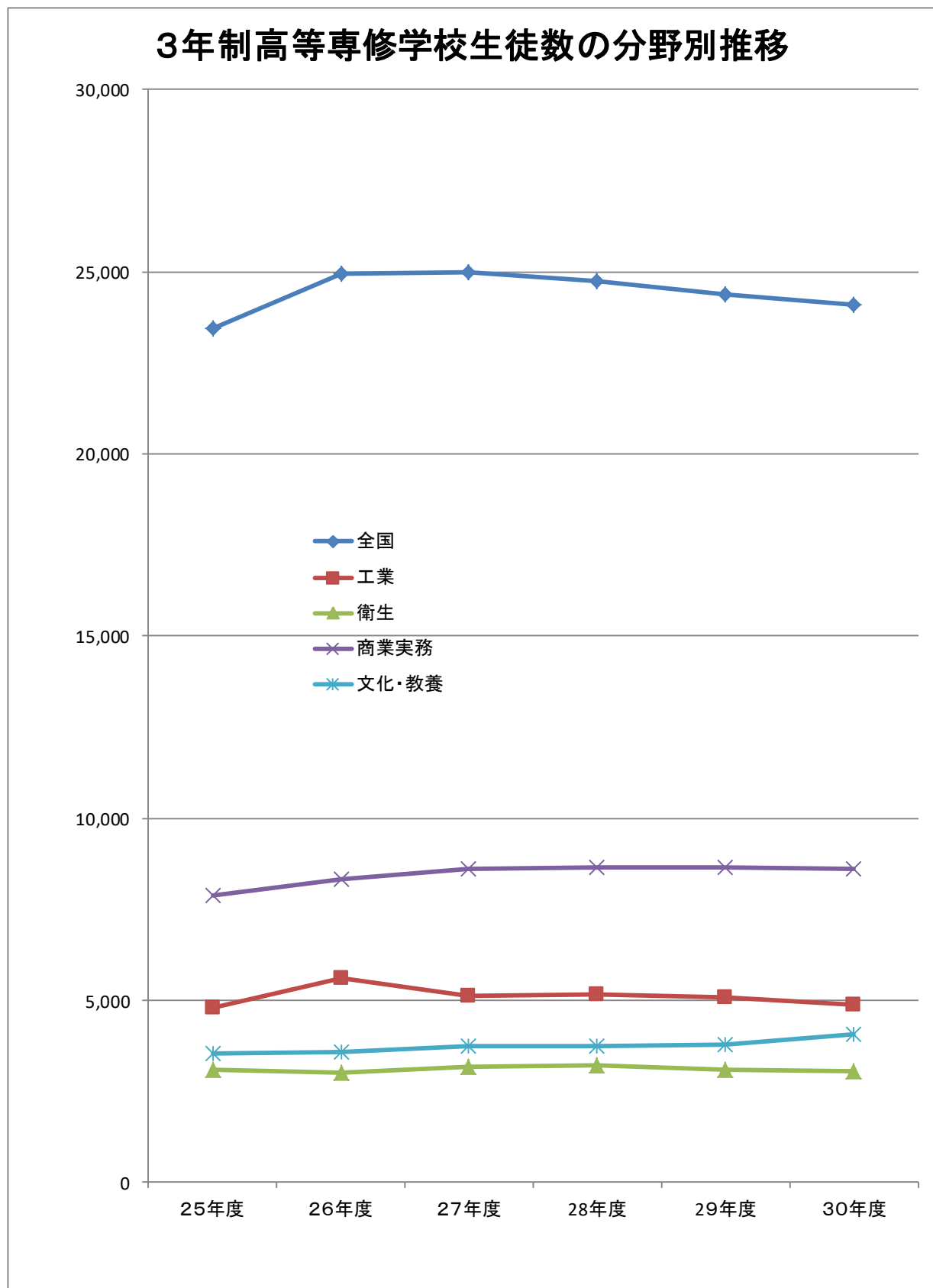
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30-25増減	増減率
全国	39,359	40,048	40,095	38,962	37,585	36,278	-3,081	-8.2%
大阪府	4,967	5,262	5,439	5,451	5,291	5,074	107	2.0%
愛知県	6,937	7,775	7,393	7,345	7,393	7,586	649	8.8%
東京都	3,105	2,991	3,102	2,849	2,743	2,819	-286	-10.4%



【参考資料3】

3年制高等専修学校生徒数の分野別推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30-25増減	増減率
全国	23,464	24,960	24,993	24,729	24,367	24,092	628	2.6%
工業	4,804	5,623	5,116	5,172	5,074	4,872	68	1.3%
衛生	3,082	3,000	3,179	3,206	3,072	3,066	-16	-0.5%
商業実務	7,887	8,302	8,617	8,635	8,658	8,586	699	8.1%
文化・教養	3,551	3,586	3,723	3,722	3,776	4,046	495	13.1%



【参考資料4】

平成30年度 高等専修学校への都道府県の助成状況

県名	運営費補助 @…生徒一人あたり	設備費 補助	生徒へ の助成	授業料 軽減	本会会 員校数	H30高等課程 生徒数
☆ 北海道	学校法人立指定校・技能連携校 @64,026 円 その他学校法人立 @40,459 円		○	○	4	947
☆ 青 森	学校法人立（生徒数が収容定員の3分の1以上等） @28,582 円 非学校法人立（生徒数が収容定員の3分の1以上等） @12,926 円		○	○		208
岩 手	学校法人立 @35,960 円		○		3	126
☆ 宮 城	学校法人立指定校 1校60万円と @33,215 円 その他学校法人立 @20,653 円	○				211
秋 田			○			84
☆ 山 形	学校法人立指定校・技能連携校 @74,848 円 学法立以外 @11,311 円 私立高等学校等特別支援教育事業補助金 高等課程（特別支援教育支援員の配置）@1,800,000円×1校		○	○	2	35
☆ 福 島	学校法人立指定校 @47,000 円 その他学校法人立 @23,500 円 非学校法人立指定校 @15,600 円 その他非学校法人立 @ 7,800 円			○	7	858
茨 城	学校法人立 @75,000 円		○	○	1	646
栃 木	学校法人立 専修学校及び各種学校総額 39,330千 円				2	511
群 馬	学校法人立・財団法人立指定校 @80,400 円 学校法人立・財団法人立非指定校 @20,040 円		○	○	3	335
☆ 埼 玉	法人立 @79,510 円		○	○	2	773
☆ 千 葉	学校法人立 @176,653 円		○	○	4	743
☆ 東 京	学校法人立 @161,300 円 非学校法人立 @53,700 円 私立専修学校特別支援教育事業費補助金（1） @759,000 円	○	○	○	19	2819
☆ 神奈川	学校法人立 @160,657 円 非学校法人立 @22,100 円			○	7	1259
☆ 新 潟	学校法人立 @22,800 円		○	○		148
富 山		○	○			182
石 川	学校法人立指定校・非指定校含む @35,900 円	○	○			43
福 井	学校法人立指定校 @45,000 円			○	2	80
山 梨	学校法人立（県内生） 1校50万円と @ 4,000 円 学校法人立（県外生） 1校50万円と @ 2,000 円					82
長 野	学校法人立（3年制一般補助） @46,440 円 学校法人立（3年制特別補助として加算） @45,000 円		○	○	1	241
☆ 岐 阜	学校法人立技能連携校 @61,722 円		○	○	5	610
☆ 静 岡	学校法人立 @92,600 円	○	○		11	1339
☆ 愛 知	学校法人立 @137,747 円 非学校法人立 1校978,600 円		○	○	27	7586
☆ 三 重	学校法人立指定校 1校15万円と @29,300 円 学校法人立非指定校 @19,470 円		○	○		806
滋 賀	学校法人立技能連携校 @80,000 円		○		1	80
京 都	学校法人立（修業年限3年以上） 1校 270万 円 学校法人立（修業年限3年未満） 1校 230万 円 複数学科加算分 1学科 55万 円	○		○		430
☆ 大 阪	学校法人立 @308,200 円	○	○	○	23	5074
☆ 兵 庫	学校法人立大学入学資格付与校 @142,205 円		○	○	20	1584
奈 良	学校法人立 1校 120万と @35,500 円			○	5	170
和歌山	学校法人立 @30,000 円	○				58
鳥 取	（専修学校全体）16校 総額 8,575万5千 円			○	7	305
☆ 島 根	学校法人立指定校 @105,535 円 学校法人立非指定校 @19,015 円	○		○		143
岡 山		○	○		2	272
広 島	学校法人立（3年制） @36,000 円			○	5	948
☆ 山 口	学校法人立指定校 @74,000 円		○	○	2	449
徳 島			○	○	1	223
香 川			○			173
愛 媛				○		189
高 知	学校法人立 @21,160 円			○	1	29
福 岡	学校法人立指定校 @22,500 円	○	○		4	2328
☆ 佐 賀	学校法人立 @12,500 円		○	○	3	728
長 崎	学校法人立 @6,300 円					407
熊 本	学校法人立指定校 @15,000 円		○	○	4	768
大 分						387
☆ 宮 崎	学校法人立 @273,200 円		○		2	580
鹿児島	（学校法人立専修学校全体） 総額 3,322万1千 円				2	51
沖 縄	学校法人立指定校 @ 70,000 円			○	2	230

（1） 交付年度5月1日現在障害児が在籍。

（☆印は前年度比単価等が増額した都道府県）

H30会員校数 H30生徒数

184 36,278

【参考資料5】

○高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について

- ・ 現在、高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況に関する全国的なデータはないが、いくつかの自治体では調査が行われている。例えば、チェックシート等を用いて実施した調査では、長野県（平成20年8月：全県立高校）で1.37%、徳島県（平成18年9月：8市4町の一部）で2.6%、大分県（平成20年11月：全高等学校）で1.0%の在籍率という結果となっている。
- ・ この調査に準じた方法で実態調査を実施した中学校について、在籍する発達障がい等困難のある生徒の一部の学校卒業後の進路状況（平成21年3月時点）を文部科学省において分析・推計した。その結果、調査対象の中学校3年生全体のうち、発達障がい等困難のあるとされた生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしているとのデータが得られた。これらの高等学校に進学する発達障がい等困難のあるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%であった。
- ・ 課程別では、全日制課程の推計在籍率1.8%に比べ、定時制課程14.1%、通信制課程15.7%と相対的に高い比率となっている。また、学科別にみると、普通科が2.0%、専門学科が2.6%、総合学科が3.6%となっている。
- ・ このように、中学校において発達障がい等により困難のあるとされた生徒が高等学校に進学しており、地域差や課程・学科による差異はあるものの、平均すれば生徒総数の約2%程度の割合で発達障がい等困難のある生徒が高等学校に在籍している状況が窺える。

「高等学校における特別支援教育の推進について 高等学校ワーキング・グループ報告」より抜粋（平成21年8月27日 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキング・グループ）

○通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果

平成24年12月5日、文部科学省は「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」を発表。調査は、平成24年2月から3月にかけて、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒（標本児童生徒数は、小学校：35,892人、中学校17,990人の合計53,882人）。調査結果は、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒の割合は6.5%（小学校7.7%、中学校4.0%）という推定値となっており、平成14年調査（調査は5地域）とは調査の性格が異なることから、単純な比較はできないが、前回調査では6.3%であった。

○大学等における発達障がいのある学生の在籍状況について

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構の「平成29年度 大学、短期大学及び高等専門学校における障がいのある学生の就学支援に関する実態調査結果報告書」（平成30年7月）によると、平成29年5月1日現在、全国の大学、短期大学、高等専門学校における障害学生（障害学生とは：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生（重複する場合は実数）と定義）31,204人であり、全学生数の0.98%であった。そのうち、発達障がい学生は、診断書有5,174人、重複462人となっている。

平成 30 年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」
 学びのセーフティーネット機能の充実強化（調査研究）
 『高等専修学校の機能高度化に関する調査研究』
 関係事業委員会委員名簿

○実施委員会委員

氏 名	所 属	職 名	都道府県名
清 水 信 一	全国高等専修学校協会 会長	総括	東京都
大 岡 豊	大岡学園高等専修学校 理事長	委員長	兵庫県
岡 部 隆 男	郡山学院高等専修学校 理事長	委員	福島県
谷 誠	東放学園高等専修学校 理事	委員	東京都
関 谷 豊	立修館高等専修学校 理事長	委員	山口県
柏 尾 典 秀	北見商科高等専門学校 理事長	委員	北海道
細 谷 祥 之	細谷高等専修学校 事務長	委員	茨城県
長 森 修 三	野田鎌田学園高等専修学校 理事長	委員	千葉県
福 田 潤	東京表現高等学院MIICA 校長	委員	東京都
岩 谷 大 介	岩谷学園高等専修学校 理事長	委員	神奈川県
山 岸 建 文	豊野高等専修学校 理事長	委員	長野県
笹 田 栄 一	デザインテクノロジー専門学校 校長	委員	静岡県
前 川 悟	大阪技能専門学校 理事長	委員	大阪府
久 次 米 健 一	専修学校龍昇経理情報専門学校 理事長	委員	徳島県
角 田 朋 史	福岡有朋高等専修学校 学校長	委員	福岡県
大 竹 嘉 明	大竹高等専修学校 教諭	委員	東京都

○調査研究分科会委員

氏 名	所 属	職 名	都道府県名
清 水 信 一	全国高等専修学校協会 会長	委員長	東京都
岡 部 隆 男	郡山学院高等専修学校 理事長	副委員長	福島県
細 谷 祥 之	細谷高等専修学校 事務長	委員	茨城県
福 田 潤	東京表現高等学院MIICA 校長	委員	東京都
岩 谷 大 介	岩谷学園高等専修学校 理事長	委員	神奈川県
笹 田 栄 一	デザインテクノロジー専門学校 校長	委員	静岡県
前 川 悟	大阪技能専門学校 理事長	委員	大阪府
大 前 繁 明	猪名川甲英高等学院 理事長	委員	兵庫県
大 竹 嘉 明	大竹高等専修学校 教諭	委員	東京都
小 川 明 治	名古屋工学院専門学校 理事長	委員	愛知県
堀 居 英 治	NPO法人高等専修教育支援協会 理事長	委員	東京都
計 野 浩 一 郎	武蔵野東教育センター 所長	委員	東京都
吉 本 圭 一	九州大学人間環境学研究院教育学部門 教授	委員	福岡県
稲 永 由 紀	筑波大学大学研究センター 講師	委員	東京都
古 田 克 利	関西外国語大学英語キャリア学部	委員	大阪府

平成 30 年度 文部科学省委託事業
「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」
学びのセーフティネット機能の充実強化（調査研究）
『高等専修学校の機能高度化に関する調査研究』

平成 30 年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」
報告書

学校法人大岡学園 大岡学園高等専修学校
平成 31 年 2 月

連絡先：〒668-0065 兵庫県豊岡市戸牧 500
学校法人大岡学園 大岡学園高等専修学校
TEL：0796-22-3786 FAX：0796-24-2282

●本書の内容を無断で転記、記載することは禁じます

本報告書は、文部科学省の生涯学習振興事業委託費による委託事業として、学校法人大岡学園 大岡学園高等専修学校が実施した平成 30 年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」の成果をとりまとめたものです。